

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

株式会社オークファン

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 業績等の概要	9
2. 生産、受注及び販売の状況	11
3. 対処すべき課題	12
4. 事業等のリスク	13
5. 経営上の重要な契約等	18
6. 研究開発活動	18
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
第3 設備の状況	21
1. 設備投資等の概要	21
2. 主要な設備の状況	21
3. 設備の新設、除却等の計画	21
第4 提出会社の状況	22
1. 株式等の状況	22
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	40
4. 株価の推移	40
5. 役員の状況	41
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43
第5 経理の状況	49
1. 財務諸表等	50
(1) 財務諸表	50
(2) 主な資産及び負債の内容	88
(3) その他	89
第6 提出会社の株式事務の概要	90
第7 提出会社の参考情報	91
1. 提出会社の親会社等の情報	91
2. その他の参考情報	91
第二部 提出会社の保証会社等の情報	92
第三部 特別情報	93
第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表	93
1. 貸借対照表	94
2. 損益計算書	96
3. 株主資本等変動計算書	97

第四部 株式公開情報	122
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	122
第2 第三者割当等の概況	125
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	125
2. 取得者の概況	127
3. 取得者の株式等の移動状況	129
第3 株主の状況	130
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩熊 博之 殿
【提出日】	平成25年3月22日
【会社名】	株式会社オークファン
【英訳名】	Aucfan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 武永 修一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
【電話番号】	(03) 6416-3652
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 濱田 淳二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
【電話番号】	(03) 6416-3652
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 濱田 淳二

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
売上高 (千円)	86,296	220,681	326,099	491,681	619,817
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△87,921	4,411	50,540	111,122	201,109
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△88,391	13,761	43,205	73,147	101,019
持分法を適用した場合の投 資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	127,620	127,620	136,370	154,403	176,119
発行済株式総数 (株)	2,233	2,233	2,313	2,523	2,738
純資産額 (千円)	140,037	154,230	215,793	324,800	470,761
総資産額 (千円)	150,017	178,747	289,805	471,450	640,637
1株当たり純資産額 (円)	62,548.31	68,710.94	92,579.99	256.32	341.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△44,132.93	6,162.63	19,017.98	63.23	75.67
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	93.1	85.8	73.9	68.6	73.0
自己資本利益率 (%)	—	9.4	23.5	27.2	25.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	178,209	194,111
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△48,030	△126,204
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	17,700	12,114
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	—	—	—	258,654	338,683
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	9 (4)	17 (2)	24 (5)	30 (7)	31 (4)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失金額を計上しており、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株式を把握できませんので記載しておりません。第3期から第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 第2期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 第2期から第4期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目について記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びインターンのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 第5期及び第6期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任あづさ監査法人の監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期までの財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 第6期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成22年6月30日 企業会計基準第2号）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成22年6月30日公表分 企業会計基準適用指針第4号）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成22年6月30日 実務対応報告第9号）を適用しております。当社は、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いましたが、当該株式分割が第5期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第2期、第3期及び第4期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任あづさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
1株当たり純資産額（円）	125.10	137.42	185.16	256.32	341.71
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（円）（△）	△88.27	12.33	38.04	63.23	75.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社代表取締役である武永修一は、大学時代から個人事業主としてインターネットオークション（以下、「オークション」といいます。）による商品の出品販売を行っておりましたが、売上高の拡大を機に、平成16年4月、当社の前身となる株式会社デファクトスタンダード（以下、「同社」といいます。）を設立いたしました。同社では、オークション事業（オークションによる商品の出品販売）を主に行っておりましたが、平成18年1月に、個人からオークション統計サイト（現「aucfan.com（オークファン）」）の営業を譲り受け、メディア事業としてオークションの価格比較・相場検索サイトの運営を開始いたしました。当社は、平成19年6月に同社のメディア事業を新設分割することによって設立されております。

当社設立以降の主な沿革は以下のとおりであります。

年月	事項
平成19年6月	インターネットメディア「オークファン」の運営を事業目的として、株式会社デファクトスタンダードよりメディア事業を新設分割し、東京都港区芝に株式会社オークファンを設立、純広告サービス及びネット広告サービスを開始
平成19年7月	本社を東京都渋谷区恵比寿一丁目21番8号に移転
平成19年8月	無料会員サービスを開始
平成20年4月	本社を東京都渋谷区広尾一丁目3番14号に移転
平成20年5月	有料会員サービス「オークファンプレミアム」を開始
平成20年12月	オークション専門通信講座「オークファンスクール」を開始
平成21年5月	消費動向分析ツール「オークデータ」を開始
平成22年1月	オークション通信講座「オークファンゼミ」を開始
平成22年7月	本社を東京都渋谷区道玄坂一丁目21番14号に移転
平成22年8月	スマートフォン向けサイト「aucfan touch（オークファンタッチ）」の提供を開始
平成23年9月	財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より、「プライバシーマーク」を取得
平成23年10月	スマートフォン向けアプリ「モノちえき」の提供を開始
平成23年11月	総合分析ツール「オークファンプロ」を開始
平成24年12月	世界のECサイトの一括検索サービス「グローバルオークファン」を開始
平成25年3月	本社を東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号に移転

3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社は、「あらゆる人が、あらゆる場所で、あらゆるモノを売り買ひできる新たな時代を創る」ことをミッションに掲げ、「あらゆる商品に関する正確でフェアな情報並びにそれを実現するためのサービスを提供する企業としての、世界標準を目指す」というビジョンのもとに、事業を展開しております。

当社では、オークション、ショッピングの商品及び価格情報の比較・検索・分析等が可能な「aucfan.com（以下、「オークファン」といいます。）」を運営するインターネットメディア事業を行っており、主にPCサイト、モバイルサイト及びスマートフォンサイトを運営しております。

当社サービスの価値は、すべてのユーザーに対し、売買価格の決定にあたっての個々人の主観や経験則に依存する推量を、国内外のショッピングサイト及びオークションサイトの運営者（以下、総称して「Eマーケットプレイス」といいます。）から取得した過去の商品及び価格情報をもとに統計的に理論立てる手段を提供するところにあると考えており、これらの商品及び価格情報をインターネットメディアである「オークファン」にてサービスとして提供しております。

当社が提供する商品及び価格情報は、「商品売買により成立した価格（実売価格）」が基本となっており、これが情報の価値と認められ、対価を得ての情報提供が可能となっております。特に商品売買における売り手（以下、「販売者」といいます。）にとって、実売価格は販売価格の決定にあたって重要な情報となっており、この結果、当社事業の主たる牽引役は有料課金収入となっております。

当社が運営する「オークファン」は、Eマーケットプレイスから取得した商品及び価格情報を整理統合し、分析・解析をすることによって、とりわけ販売者にとって有益な情報源となっています。この情報を得ることにより、各ECサイトの商品及び価格情報を比較・検索・分析等できる他、過去に各ECサイトで実際に取引された商品及び価格情報を閲覧することができ、商品売買の参考指標とすることができます。一言で言えば、各商品・サービスの相場観の醸成に寄与する諸データの提供ということになります。

具体的には「オークファン」を訪れるすべてのユーザーに対しては、商品名や特徴となるキーワードから該当する商品及び価格情報の比較・検索・分析等のサービスを提供しております。また、会員登録を済ませた無料会員に対しては、「オークファン」内に開設した「マイページ」にて、気に入った商品及び価格情報を保存する機能や有料会員向けの機能の一部を制限付で提供しております。さらに、商品を売買する時に、より利便性の高い情報や機能を求めるユーザーに対しては、有料サービスも提供しております。

なお、「オークファン」における対象者別の機能の概要は以下のとおりです。

「オークファン」の主要機能一覧

対象者	サービス名称及び機能	機能の概要
すべてのユーザー	「商品及び価格情報検索」	商品名や特徴となるキーワードから該当する商品及び価格情報に関して、ECサイトを横断的に比較・検索ができます。
一般会員 (無料会員)	「マイページ」	「オークファン」内に「マイページ」を開設することにより、気に入った商品及び価格情報を保存する機能や有料会員の機能の一部（出品テンプレートの保存、入札予約など）を制限付で利用できます。
有料会員	「オークファンプレミアム」	有料会員の基本サービスであり、過去3年間の落札データ検索や出品者向け機能の利用が可能になる他、落札相場検索のハイスピード化、出品テンプレートの保存、入札予約、仕入情報等のサービスが利用できます。
	「オークファンプロ」	オークション出品者向けの相場検索機能及びデータ分析機能等の利用が可能になります。
	「オークファンゼミ」	初心者向けのオークション通信講座を受講できます。
	「オークファンスクール」	初心者から上級者までを対象にオークションに精通した講師がオークションについてメールサポートを行うオークション専門通信講座の受講ができます。

当社は、商品及び価格情報についてはサイト開設から平成24年9月末時点で、約200億件を超えるデータを蓄積しており、一般会員（無料会員）数は245,439人、有料会員の基本サービスであるオークファンプレミアム会員（以下、「プレミアム会員」といいます。）数は29,484人に至っております。また直近5年間の一般会員数（無料会員数）、プレミアム会員数の年次推移は以下のとおりとなります。

「オークファン」の一般会員数（無料会員数）及びプレミアム会員数の推移						(単位：人)
年 月	平成20年9月末	平成21年9月末	平成22年9月末	平成23年9月末	平成24年9月末	
一般会員数 (無料会員数)	46,760	64,962	92,278	150,061	245,439	
プレミアム会員数	3,614	12,632	17,647	23,388	29,484	

当社は、「オークファン」を利用しているすべてのユーザー、また「オークファン」ユーザー向けにサービスを告知する法人（広告主及び顧客）から、以下のような構成で収入として売上高に計上しております。

a. サービス課金収入

「オークファン」は基本的に無料で利用できるサービスとして提供しておりますが、商品及び価格情報をより長い期間にわたり閲覧できる、あるいは、オークションに関する更なる利便性の高い機能や、オークションに関する特別なノウハウ等の有益な情報を求めるユーザーに対しては、「オークファンプレミアム」、「オークファンプロ」、「オークファンゼミ」等の各サービスを有料（月額）にて提供し、これによる収入を得ております。これらをサービス課金収入としております。

主な有料サービスとしては、「オークファンプレミアム」が基本サービスとしてあり、この基本サービスに対して各種オプション機能も提供しております。また、更なる利便性の高い機能や有益な情報を求めるユーザーに対しては、上位サービスとしてデータ分析ツール「オークファンプロ」や、オークション通信教育講座「オークファンゼミ」、オークション教育・個別サポートサービス「オークファンスクール」などの周辺サービスも有料サービスとして提供しております。

また、これからオークション等を学びたいユーザー、ビジネスとして展開したいユーザー向けに、対面型セミナーの開催や、それらのセミナーを映像化してDVD販売する等、「オークファン」ユーザーに対して直接商品及びサービスを提供することでサービス課金収入を獲得しているものもあります。

サービス課金収入の顧客ターゲットとしては、主にECサイトで商品を販売している事業者、副業などを行う個人事業主、小遣い稼ぎなどを目的とした個人等となっております。

また、本書提出日現在の主要な有料サービスは、「オークファンプレミアム」が月額498円（税込）、「オークファンプロ」が月額2,980円（税込）、「オークファンゼミ」が月額2,980円（税込）となっており、「オークファンスクール」は月額14,800円（税込）から月額59,800円（税込）、「対面型セミナー」は1回あたり12,000円（税込）となっております。

b. ネット広告収入

「オークファン」でユーザーが商品をクリック又は購入した際に、商品を販売するEマーケットプレイス、又は各ECサイトを取りまとめる広告代理店・メディアレップから広告料金を得ており、これをネット広告収入としております。ネット広告収入は主に成果報酬型広告、検索連動型広告、ネットワーク広告に分かれております。

成果報酬型広告とは、「オークファン」に広告主が広告を掲載し、そこにアクセスしたユーザーが当該商品・サービスを購入した際に、当社に成果報酬が支払われる広告を指します。

検索連動型広告とは、「オークファン」上で利用者が検索したキーワードに関連した広告で、検索結果画面が表示され、ユーザーがクリックする毎に広告主から収入を得られる広告を指します。

ネットワーク広告とは、アドネットワーク事業者が提供する仕組みを利用し、表示回数又はクリックに応じて広告主から収入を得られる広告を指します。

これらの広告は、広告効果の測定が可能であり、これらの結果に基づく運用によって広告の効果向上が見込めるということが特徴となっており、成果に直結する販売促進として利用されております。

c. マーケティング支援収入

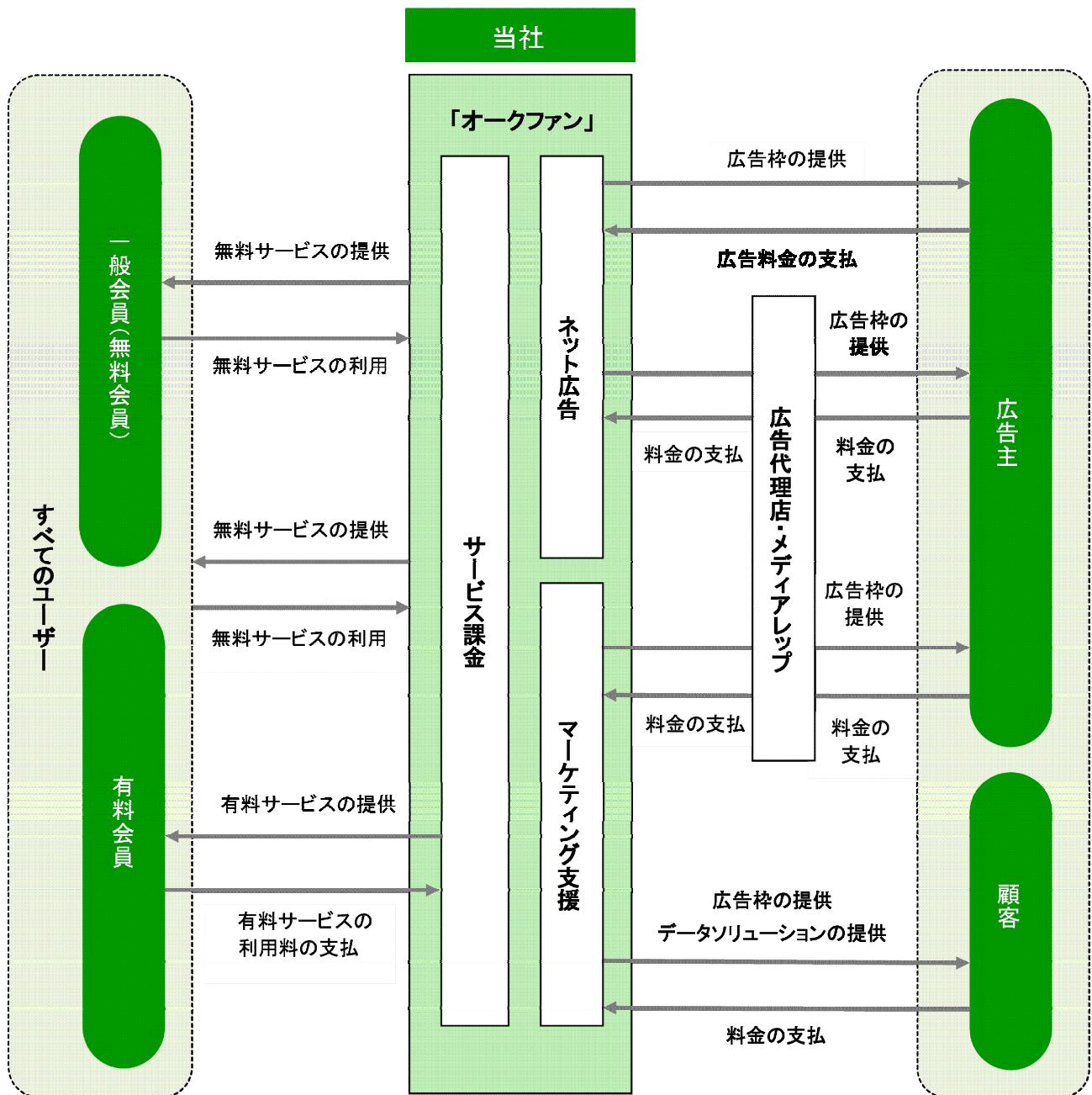
当社が顧客に対し直接営業又は広告代理店・メディアレップを経由して営業することにより、広告及びデータソリューション等のサービスを販売して収入を得ており、これをマーケティング支援収入としております。マーケティング支援収入は主に純広告販売とデータソリューション販売に分かれております。

純広告販売は、「オーファン」が商品及び価格情報に関するため、ショッピングサイト及びオークションサイトにて商品の売買を日常的に行っているユーザーが中心となって利用しております。このユーザーを対象に、自社製品及びサービスの認知拡大や自社サイトへの誘導を行いたい広告主に対して企画、提案を行っており、「オーファン」の広告サービスを販売することで広告収入を得ております。

また、データソリューション販売は、当社にてEマーケットプレイスから取得した商品及び価格情報を整理統合し、加工及び統計学的補正を施したものを作成レポート等の形式で顧客に対して販売することで収入を得ております。

(2) 事業系統図

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
27(5)	30.1	2.6	4,527

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びインターンのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第6期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要や企業の生産活動の回復基調により個人消費が緩やかに持ち直しているものの、欧州の金融危機や長引く円高の影響により、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、このような経済環境にもかかわらず、スマートフォンやタブレット端末の普及等により、引き続き堅調に推移しております。平成24年9月末時点のブロードバンドサービスの契約数は4,653.9万回線（前期比11.3%増）と増加が続いており、中でも、3.9世代携帯電話パケット通信サービスの契約数は728.9万回線（前期比101.5%増）、無線ブロードバンドサービスであるWiMAXに代表されるBWA（広帯域移動無線アクセスシステム）の契約数は401.3万回線（前期比31.7%増）と大幅に増加しており、高速インターネットの回線の普及が進んでおります（出所：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第2四半期（9月末））」）。

このような事業環境のもと、当社はインターネットメディア事業の拡大に向け、その中核をなす「オークファン」において、ユーザー数の拡大、収益基盤の確立・強化に取り組んでまいりました。

ユーザー数の拡大については、「オークファン」の機能追加等によるユーザー数増加施策及び一般会員数（無料会員数）増加施策に努めた結果、一般会員数（無料会員数）は好調に推移しました。

収益基盤の確立・強化については、主な収益源であるサービス課金収入の売上増加に努め、有料会員数増加施策及び有料会員一人当たりの単価向上施策に取り組みました。特に「オークファンプレミアム」や各種オプションサービスの会員数はプロモーション施策等により順調に増加しました。また当事業年度に投入した「オークファンプロ」の会員数も順調に推移し、収益基盤の強化に貢献しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は619,817千円（前年同期比26.1%増）、営業利益は201,677千円（前年同期比85.3%増）、経常利益は201,109千円（前年同期比81.0%増）、当期純利益は101,019千円（前年同期比38.1%増）となりました。

第7期第1四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災後の復興需要を支えとして徐々に景気回復の兆しを見せつつありましたが、尖閣諸島領有権問題に端を発する対中国輸出の大幅な落ち込みと円高定着による輸出産業の採算悪化もあり、依然として景気先行きが不透明なままとなっております。また、補正予算案の国会審議開始を巡る与野党間のせめぎ合いに端を発し、衆議院解散へと続く総選挙の結果予想から、政権交代による大型景気対策への期待が高まりつつも、様子見の状態が続いている状況にありました。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の需要が好調に推移していることに後押しされ、インターネット利用人口及び接触時間は継続的に増加しております。平成24年9月末時点のブロードバンドサービスの契約数は4,653.9万回線（前期比11.3%増）と増加が続いており、中でも、3.9世代携帯電話パケット通信サービスの契約数は728.9万回線（前期比101.5%増）、無線ブロードバンドサービスであるWiMAXに代表されるBWA（広帯域移動無線アクセスシステム）の契約数は401.3万回線（前期比31.7%増）と大幅に増加しております（出所：総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第2四半期（9月末））」）。

このような事業環境のもと、当社は主力のインターネットメディア事業の拡大に向け、その中核を成す「オークファン」において、ユーザー数の拡大、収益基盤の確立・強化に取り組んでまいりました。

ユーザー数の拡大に向けては、サイトリニューアルやユーザー数増加施策に注力しました。

一方、収益基盤の確立・強化に向けては、サービス課金収入の売上増加による収益基盤の多様化及び安定性向上に努めてまいりました。平成23年11月から開始した「オークファンプロ」では、順調に会員数が増加しており、収益基盤の多様化に貢献しております。また、スマートフォンへの対応を進めると共に、世界のEマーケットプレイスの一括検索サービス「グローバルオークファン」を開始しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は171,893千円、営業利益は79,311千円、経常利益は79,547千円、四半期純利益は61,212千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第6期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前事業年度末に比べ80,029千円増加し、338,683千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、194,111千円（前年同期比8.9%増）となりました。これは主に、法人税等の支払額62,938千円の支出があったものの、売上高増加に伴う税引前当期純利益191,448千円、減価償却費38,238千円等があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、126,204千円（前年同期比162.8%増）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出117,901千円となります、その内容は「オークファン」の機能追加のためのソフトウェア開発等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、12,114千円（前年同期比31.6%減）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出32,500千円により資金が減少したものの、新株予約権の行使に伴う株式の発行による収入43,000千円により資金が増加したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。

(1) 生産実績

当社の主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注状況

当社では概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の売上区分別の販売実績は、次のとおりであります。

売上区分別の名称	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	前年同期比 (%)
サービス課金収入（千円）	368,210	133.2
ネット広告収入（千円）	150,945	100.9
マーケティング支援収入（千円）	100,660	153.2
合計（千円）	619,817	126.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)		第7期第1四半期累計期間 (自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社(注) 2	189,453	38.5	260,426	42.0	79,355	46.2
ヤフー株式会社(注) 3	99,346	20.2	107,100	17.3	26,698	15.5
バリューコマース株式会社	65,046	13.2	64,130	10.4	18,062	10.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を記載しております。

3. 回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を含んでおります。

3 【対処すべき課題】

当社が属するインターネット業界は今後も大きく発展すると見込まれており、インターネット関連の技術の進化、ユーザーの嗜好の変化、新規参入等変化の激しい事業環境のもと、持続的かつ安定的な成長が可能な仕組みを構築し、強固な経営基盤を確保するために、以下の課題を認識しており、これに対応していく方針であります。

(1) 収益基盤の強化

当社は、「オーカファン」をインターネットメディア事業として展開しております。広告収益の拡大から始まり、有料会員化施策により、収益基盤を構築してまいりましたが、未だ盤石なものとは言えないと認識しております。

今後の収益基盤の強化のために、当該サイトの機能性向上及び情報の拡充、サイト活性化による利用者の利便性向上を図ってまいります。また、無料会員から有料会員への誘導を積極的に行い、会員基盤をより強固なものにすべく、有料会員サービスの分野を一層深耕し、使いやすさの追求や情報の強化等、更なるサービスの拡充と情報の充実及びサービスの多様化を図ってまいります。

(2) 組織体制の強化

当社が事業を拡大していくために、専門的知識を有した優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

これまで同様、事業規模に応じた少人数での効率的な事業運営を意識しつつ、より専門的な知識・経験のある人材を確保するとともに、新卒採用にも積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度を充実させてまいります。

(3) システム技術・設備の強化

当社の事業は、インターネット上でのサイト運営を中心としており、サービス提供に係るシステムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。このため、当社では東日本と西日本の2拠点にデータセンターを構える等、システムの安定性の確保に取り組んでおりますが、今後につきましても、引き続き利用者数の増加に伴う負荷分散や利用者の満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備の先行投資を継続的に行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示をしております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項につきましては、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) インターネット関連市場に関するリスクについて

① インターネット及びインターネットオークション市場の動向

当社は、インターネットメディア事業を主たる事業領域としていることから、インターネットの更なる普及が成長のための基本的な条件と考えております。

日本国内におけるインターネット利用人口は毎年増加しております、総務省の平成23年通信利用動向調査によると、平成23年末における日本国内の利用者数は前年比148万人増の9,610万人（普及率79.1%）となっております。

しかしながら、インターネットの歴史は浅く、その将来性には不透明な部分があります。急激な普及に伴う弊害の発生や利用に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因等によって、インターネットの利用者数やインターネット市場規模が順調に成長しない場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社はヤフー株式会社等が運営するインターネットオークション市場の商品及び価格情報の提供をユーザー向けに行っており、課金による収入を主たる事業としております。したがって、インターネットオークション市場運営者の動向により当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新について

インターネット業界は、技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて早いことを特徴としており、新たなテクノロジーを基盤としたサービスの新規参入が相次いで行われております。当社は、このような急速に変化する環境に柔軟に対応すべく、オープンソースを含む先端的なテクノロジーの知見やノウハウの蓄積、更には高度な技能を習得した優秀な技術者の採用を積極的に推進していく方針あります。

しかしながら、先端的なテクノロジーに関する知見やノウハウの蓄積、技術者の獲得に困難が生じる等、技術革新に関する適切な対応が遅れ、当社の技術的優位性やサービス競争力の低下を招いた場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容及び当社サービスに関するリスクについて

① 特定のサービスへの依存について

当社は、「オークファン」のサイト運営をしており、主たる収益はサービス課金収入であります。平成24年9月期における売上高（619,817千円）に占めるサービス課金収入の売上高比率は59.4%（368,210千円）であり、サービス課金収入への依存度が高い状況にあります。今後、新たな法的規制の導入や予期せぬ事象の発生等により、サイトの利便性の低下による利用者数の減少や、サイト運営が困難となった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サイト機能の充実について

当社は、利用者のニーズに対応するため、「オークファン」におけるサイト機能の拡充を進めております。

しかしながら、今後、有力コンテンツの導入や利用者のニーズの的確な把握が困難となり、十分な機能の拡充ができず利用者に対する訴求力が低下した場合には、「オークファン」の利用者数の減少により、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 検索エンジンへの対応について

当社が運営するサイト「オークファン」の利用者の多くは、特定の検索エンジンからの集客であり、今後につきましても、検索エンジンからの集客を強化すべくSEO（検索エンジン最適化）施策を実施していく予定であります。

しかしながら、検索結果を表示する検索エンジンのアルゴリズムが大幅に変更される等、これまでのSEO施策が有効に機能しなかった場合、追加的なSEO施策費用等の発生や「オークファン」への集客数が減少し、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 課金サービス利用料金における決済について

当社の課金サービスについては、その利用料金の回収を回収代行業者に委託しております。当社は特定の回収代行業者に依存しているわけではありませんが、特にGMOペイメントゲートウェイ株式会社への委託が大きく、売上に占める割合も高くなっているため、今後取引条件等に変更があった場合、委託先のシステムトラブルにより決済に支障が生じた場合、委託先の経営状況や財政状態が悪化した場合、その他何らかの理由により委託先との取引関係が継続できない場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 「オークファン」で提供する商品及び価格情報について

「オークファン」において利用者に提供している価格等の商品及び価格情報は、各Eマーケットプレイスから公開されている商品及び価格情報を整理統合し、統計学的補正を施したもので。当社では、各Eマーケットプレイスとは良好な関係を築いており本書提出日現在当社との関係において問題はない認識しておりますが、今後、各Eマーケットプレイスの戦略方針の変更等何らかの理由により商品及び価格情報の取得が困難になる場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 競合について

当社は、インターネットメディア事業を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては、大手企業を含む多くの企業が事業展開していることもあり、競合が現れる可能性があります。今後、十分な差別化や機能向上等が図られなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システムに関するリスクについて

① システム障害・通信トラブルについて

当社のインターネットメディア事業では、サーバーを経由して「オークファン」利用者にサイト機能やサービスを提供しております。また、サーバー運用に際しては、国内大手データセンターへホスティングを中心とした業務を外部に委託しております。

しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウィルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷、人為的ミス等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、あるいは当社が過去に蓄積してきた商品及び価格情報が消失した場合、当社のサービスが停止する可能性があります。

当社では上記のような場合に備え、東日本と西日本という距離を隔てた二つの地域にデータセンターを分散化しており、一方のデータセンターで不測の事態が生じた場合にも、もう一方のデータセンターで事業運営が行える体制を整えております。またデータセンターに保存されている商品及び価格情報が消失した場合に備え、当社内においても商品及び価格情報を全て保存しており、当社及び二つのデータセンターの計三カ所で保存することで対策を図っております。

当社では上記のような対策を行っておりますが、それにもかかわらず何らかのシステム障害・通信トラブルにより当社のサービスが停止した場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 事業拡大に伴う設備投資について

当社は、今後の利用者数及びアクセス数の拡大に備え、継続的なサーバー等のシステムインフラへの設備投資が必要であると認識しております。設備投資によりシステムインフラを増加したものの、想定していた利用者数及びアクセス数を下回った場合には、稼働率の低下となり、減価償却費等の費用の増加を吸収できず、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

① 法的規制について

当社は、インターネット上の事業展開において各種法的規制等を受けており、その主な内容は以下のとおりであります。

a. 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）

同法における特定電気通信役務提供者として、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合には、権利を侵害された者に対する損害賠償義務及び権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。

b. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）

同法におけるアクセス管理者として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

c. 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）

営利団体等が、個人（送信に同意した者等を除く。）に対し、広告・宣伝の手段として電子メールを送信する場合に、一定の事項を表示する義務等が課されております。当社は、会員向けメールマガジン等の配信においては、その送信につき事前に同意した会員等に対してのみ配信する方針を取っております。

d. 特定商取引に関する法律

当社の事業に関わる法的規制として、消費者保護に関して「特定商取引に関する法律」があり、規制を受けております。

e. 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境等に関する法律（青少年ネット規制法）

同法における関係事業者の責務として、青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めることが課せられております。

上記以外にも、一般消費者を対象とした「消費者契約法」の適用を受ける他、「オーケファンスクール」、「オーケファンゼミ」、その他有料会員の募集及び広告の取扱いに際して「不当景品類及び不当表示防止法」の適用を受けております。

近年、インターネット上のトラブル等への対応として、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等による規制や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があり、その場合、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 個人情報の取り扱いについて

当社は、事業運営に際して、当社のサービスを利用する会員にIDの登録を依頼しており、当社のデータベースサーバーには、個人情報がデータとして蓄積しております。

これらの情報については、当社において守秘義務があります。このため当社においては個人情報の保護の徹底を図るべく、平成23年9月にはプライバシーマークを取得し、個人情報に関する個人情報管理基本規程を作成し、当社が取得・保有する個人情報の取扱方法、個人情報データベースへのアクセス制限及びアクセスログの管理について定めるなど、個人情報の漏出を防止するための方策を実施しております。具体的には、当社が知り得た情報については、当社のシステム部門である開発部を中心に、データへアクセスできる人数の制限等の漏洩防止策が講じられております。

しかしながら、当社が実施している上記方策にもかかわらず、当社からの個人情報の漏出を永久かつ完全に防止できるという保証はありません。

今後、当社の保有する個人情報データベースへの不正侵入や人為的ミス等を原因として、当社が保有する個人情報が万が一社外に漏出した場合には、当社の風評の低下による当社を経由した売買件数及び会員数の減少、当該個人からの損害賠償請求等を招く可能性があり、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 当社における知的財産権について

当社は、知的財産権の保護をコンプライアンスの観点から重要な課題であると認識しております。

当社では管理部門である経営管理部並びに開発部により、知的財産権の管理体制を強化しておりますが、当社の知的財産権が侵害された場合、解決までに多くの時間及び費用が発生する等、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、本書提出日現在において、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたり、またそのような通知を受けておりません。しかしながら、将来、当社の事業活動に関連して第三者が知的財産権の侵害を主張する可能性がないとはいえない。当社の属する市場がさらに成長し、ITの進展とあいまって、事業活動が複雑多様化するにつれ、競合も進み、知的財産権をめぐる紛争件数が増加する可能性があります。このような場合、当社が第三者の知的財産権等を侵害したことによる損害賠償請求や差止請求、又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業運営体制に係わるリスクについて

① 小規模組織であることについて

本書提出日現在における当社組織は、取締役4名（うち非常勤取締役2名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員数32名（うち臨時雇用者数5名）であり、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制となっております。このため、業容拡大に応じた人員を確保できず役職員による業務遂行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保及び育成

当社において優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の業容拡大のための重要な課題です。新入社員及び中途入社社員に対する研修の実施をはじめ、リーダー層となる中堅社員への幹部教育を通じ、将来を担う優秀な人材の確保・育成に努め、社内研修等を通じて役職員間のコミュニケーションを図ることで、定着率の向上を図っております。しかしながら、これらの施策が効果的である保証ではなく、必要な人材を採用できない場合、また採用し育成した役職員が当社の事業に寄与しなかった場合、あるいは育成した役職員が社外流出した場合には、優秀な人材の確保に支障をきたし、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 社歴が浅いことについて

当社は平成19年6月に設立され、未だ業歴が浅く成長途上にあります。従って過去の財務情報だけでは今後の事業及び業績を予測するうえで十分な判断を提供しているとは言えない可能性があります。

④ 特定人物への依存について

当社代表取締役である武永修一は、事業の立案や実行等会社運営において、重要な役割を果たしております。当社といたしましては、同氏に過度に依存しない事業体制の構築を目指し、人材の育成及び強化に注力しておりますが、今後不慮の事故等何らかの理由により同氏が当社の業務を執行することが困難になった場合には、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

① 資金使途について

当社の公募増資による調達資金の使途については、主にデータ・ユーザー数増加のためのサーバー機器等の増設、サイト機能向上のためのソフトウェア開発、人員増加に伴う本社事務所の移転・増床等における設備資金投資及び既存事業の拡大にかかる人材採用費等に充当する計画となっております。しかしながら、インターネット関連業界その他事業環境の変化に対応するために、調達資金が計画通り使用されない可能性があります。また、計画通りに使用された場合でも、想定通りの効果を得られず、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 配当政策について

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は本書提出日現在成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来平成24年9月期まで無配当としてまいりました。

現在は、内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

③ ベンチャーキャピタル等の当社株式保有比率に関する事項

当社の本書提出日現在における発行済株式総数は1,521,500株であり、そのうちベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合等（以下、「VC等」という。）が所有している株式数は415,000株であり、その所有割合は27.3%であります。

一般的にVC等が未上場株式に投資を行う目的は、上場後に当該株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、VC等は当社の株式公開後において所有する株式の一部又は全部を売却することが想定されます。

このことから、当社株式売却により、需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。また、当社では今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、この場合、さらに1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は、214,000株であり、発行済株式総数1,521,500株の14.1%に相当します。新株予約権の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第6期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

① 資産の部

流動資産は、前事業年度末と比べて95,064千円増加し、435,137千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加80,029千円、売掛金の増加10,209千円によるものであります。固定資産は、前事業年度末と比べて、74,122千円増加し、205,500千円となりました。これは主に、ソフトウェアの増加91,169千円によるものであります。

この結果、当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ169,187千円増加し、640,637千円となりました。

② 負債の部

流動負債は、前事業年度末に比べて37,726千円増加し、169,876千円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の減少18,000千円によるものと、未払法人税等の増加26,108千円、未払金の増加16,623千円によるものであります。固定負債は、長期借入金の減少14,500千円により、当事業年度末ではありません。

この結果、当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ23,226千円増加し、169,876千円となりました。

③ 純資産の部

純資産合計は、前事業年度末に比べて145,960千円増加し、470,761千円となりました。これは主に、当期純利益の計上による利益剰余金の増加101,019千円、新株予約権の行使による資本金及び資本剰余金の増加43,431千円によるものであります。

第7期第1四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

① 資産

流動資産は、前事業年度末に比べて、25,583千円減少し、409,554千円となりました。これは主として、売掛金が4,469千円増加したものの、現金及び預金が28,086千円減少したことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて、134千円増加し、205,634千円となりました。これは主として、ソフトウェアが14,970千円増加したものの、投資有価証券の減少17,600千円等投資その他の資産の減少17,854千円によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて、25,448千円減少し、615,189千円となりました。

② 負債

負債は、前事業年度末に比べて、86,485千円減少し、83,390千円となりました。これは主として未払金の減少50,822千円、未払法人税等の減少28,463千円によるものであります。

③ 純資産

純資産合計は、前事業年度末に比べて、61,036千円増加し、531,798千円となりました。これは主として、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が61,212千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第6期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

① 売上高

当事業年度における売上高は、「オークファンプレミアム」や各種オプションサービスの他、当事業年度から投入した「オーケファンプロ」の有料会員数の増加等により、主力事業であるサービス課金収入の売上が堅調に推移し、619,817千円（前年同期比26.1%増）となりました。売上高の内訳は、サービス課金収入の売上高368,210千円（前年同期比33.2%増）、ネット広告収入の売上高150,945千円（前年同期比0.9%増）及びマーケティング支援収入の売上高100,660千円（前年同期比53.2%増）となっております。

② 売上原価

当事業年度における売上原価は、73,148千円（前年同期比0.5%増）となりました。原価率は、ソフトウェアの開発費用のうちソフトウェア仮勘定に振り替えられる割合が増加したことにより、低下しております。

③ 販売費及び一般管理費

当事業年度における販売費及び一般管理費は、344,990千円（前年同期比11.3%増）となりました。主な増加要因は、「オーケファン」への集客力向上を目的としたプロモーションのための広告宣伝費や上場準備に伴う支払報酬の増加等であります。

④ 営業外損益

当事業年度における営業外損益は、営業外収益が71千円（前年同期比97.7%減）となりました。主な減少要因は、サーバーレンタル収入がなくなったことによります。また営業外費用は、639千円（前年同期比20.4%減）となりました。主な減少要因は、支払利息が減少したことによります。

⑤ 特別損益

当事業年度における特別損益は、特別損失が9,661千円（前年同期比60.5%減）となりました。特別損失の内容は、投資有価証券評価損6,161千円及び和解金3,500千円であります。

第7期第1四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

① 売上高

当第1四半期累計期間における売上高は、当社事業の中核をなす「オーケファン」において、サイトリニューアルやユーザー数増加施策に注力し、ユーザー数の拡大、有料会員数の増加等により主力事業であるサービス課金収入の売上がりが堅調に推移し、171,893千円となりました。売上高の内訳は、サービス課金収入の売上高110,953千円、ネット広告収入の売上高35,846千円及びマーケティング支援収入の売上高25,093千円となっております。

② 売上原価

当第1四半期累計期間における売上原価は、19,424千円となりました。主たる内容は、人件費、外注費及び減価償却費であります。

③ 販売費及び一般管理費

当第1四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、73,158千円となりました。主たる内容は、人件費、広告宣伝費、回収手数料であります。

④ 営業外損益

当第1四半期累計期間における営業外損益は、営業外収益が236千円となりました。主たる内容は、為替差益であります。

⑤ 特別損益

当第1四半期累計期間における特別損益は、特別利益が26,471千円となりました。主たる内容は、投資有価証券売却益であります。

(4) キャッシュ・フローの分析

第6期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前事業年度末に比べ80,029千円増加し、338,683千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により獲得した資金は、194,111千円（前年同期比8.9%増）となりました。これは主に、法人税等の支払額62,938千円の支出があったものの、売上高増加に伴う税引前当期純利益191,448千円、減価償却費38,238千円等があつたことによるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、126,204千円（前年同期比162.8%増）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出117,901千円となります、その内容は「オークファン」の機能追加のためのソフトウェア開発等によるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により獲得した資金は、12,114千円（前年同期比31.6%減）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出32,500千円により資金が減少したもの、新株予約権の行使に伴う株式発行収入43,000千円により資金が増加したことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、今後もEC市場が成長を続けるものと見込んでおり、当社の事業展開をさらに促進させております。現在、当社は主に国内において事業を展開しており、「オークファン」を基盤としたサービスの開発・改善及び運営に資源を重点的に配分し、既存サービスの更なる利便性向上や新たなサービス開発等を通じてユーザーの満足度を高めるとともに収益基盤の強化にも積極的に取り組んで参ります。

なお、今後はグローバル展開を視野に入れ、海外との情報ギャップを可視化し、ユーザーの利便性及び満足度向上に向けた新規サービスの開発及び提供範囲の拡大にも積極的に取り組んでまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、事業環境の変化に即応した最善な経営戦略の立案、施策の実施に努めておりますが、今後も更なる事業規模を拡大し、持続的な成長をしていくための問題意識として2つの視点を有しております。「質」的成长については、データカバレッジ、テクノロジー、ブランドを強化する施策を推進していくこと、「量」的成长については、ユーザーに対して商品及び価格情報以外の様々なソリューションサービスを開発・提供していくことであり、質量共に相互連鎖を図ることにより成長を促進してまいります。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は123,272千円であり、その主なものは、当社サービスに伴うソフトウェア、サーバー設備及びその附属装置であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

第7期第1四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

当第1四半期累計期間の設備投資の総額は29,539千円であります。その内容は、サーバー機器等及びソフトウェア開発のための設備投資であります。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成24年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	業務施設	2,418	7,016	112,393	22,944	599	145,372	31(4)
データセンター (東京都品川区)	サーバー機器 等	—	4,122	—	—	—	4,122	—
データセンター (福岡県北九州 市八幡東区)	サーバー機器 等	—	9,017	—	—	—	9,017	—

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、商標権及びのれんであります。なお、金額には消費税等を含めておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 建物は、賃借中の建物に設置した建物附属設備であります。
4. 本社及び各データセンターは全て賃借物件であり、年間賃借料（共益費含む。）は38,666千円であります。
5. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成25年2月28日現在）

（1）重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都渋谷区)	建物附属設備	14,700	—	増資資金	平成25年3月	平成25年4月	—
本社 (東京都渋谷区)	ソフトウェア開発	513,618	28,634	自己資金及び 増資資金	平成24年10月	平成27年9月	—
本社 (東京都渋谷区)	サーバー機器等	77,430	905	自己資金及び 増資資金	平成24年10月	平成27年9月	—

- (注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。
2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

（2）重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

(注) 平成24年12月20日開催の取締役会決議により、平成25年1月15日付で株式分割（1株を500株）に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は4,990,000株増加し、5,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,521,500	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,521,500	—	—

(注) 1. 平成24年12月20日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年1月15日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより発行数が1,396,202株増加し、1,399,000株となっております。
2. 平成25年1月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付にて、単元株制度を採用し、単元株式数を100株としております。
3. 平成25年2月25日付で新株予約権の行使により122,500株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権（平成21年9月28日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数（個）（注）1、3	88	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2、3	88	44,000（注）2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）4	200,000	400（注）4、7
新株予約権の行使期間	自 平成23年10月1日 至 平成31年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 400 資本組入額 200 (注) 4、7
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権割当日以降に当社が時価を下回る価額での新株の発行もしくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、会社分割又は株式無償割当を行う場合等、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整するものとする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社がその時点における時価を下回る価額で新株の発行又は当社が保有する自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前」を「自己株式処分前」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

④新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権を行使することのできる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することのできる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由

上記（注）5及び下記に掲げる議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 当社は、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は500株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第5回新株予約権（平成22年6月29日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数（個）（注）2	305	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）3	305	—
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）4	250,000	—
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成25年6月30日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1	発行価格 252,469 資本組入額 126,235	—
新株予約権の行使の条件	(注)5	—
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には取締役会の決議による承認を要する。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	—

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,469円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株あります。

3. 新株予約権の割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権割当日以降に当社が時価を下回る価額での新株の発行もしくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、会社分割又は株式無償割当を行う場合等、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整するものとする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社がその時点における時価を下回る価額で新株の発行又は当社が保有する自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前」を「自己株式処分前」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

④新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権を行使することのできる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することのできる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由

上記（注）5及び下記に掲げる議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 当社は、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は500株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第6回新株予約権（平成22年6月29日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数（個）（注）1、3	43	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2、3	43	8,000（注）2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）4	250,000	500（注）4、7
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成32年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 250,000 資本組入額 125,000	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 4、7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権割当日以降に当社が時価を下回る価額での新株の発行もしくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、会社分割又は株式無償割当を行う場合等、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

4. 新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整するものとする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社がその時点における時価を下回る価額で新株の発行又は当社が保有する自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前」を「自己株式処分前」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

④新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権を行使することのできる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することのできる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由

上記（注）5及び下記に掲げる議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 当社は、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は500株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第7回新株予約権（平成23年12月28日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数（個）（注）2	210	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）3	210	105,000（注）3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）4	780,000	1,560（注）4、7
新株予約権の行使期間	自 平成23年12月31日 至 平成26年12月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1	発行価格 787,688 資本組入額 393,844	発行価格 1,576 資本組入額 788 (注) 1、4、7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき7,688円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

3. 新株予約権の割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権割当日以降に当社が時価を下回る価額での新株の発行もしくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、会社分割又は株式無償割当を行う場合等、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

4. 新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整するものとする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社がその時点における時価を下回る価額で新株の発行又は当社が保有する自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前」を「自己株式処分前」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

④新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権を行使することのできる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することのできる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由

上記（注）5及び下記に掲げる議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 当社は、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は500株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第8回新株予約権（平成23年12月28日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数（個）（注）1、3	90	37
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2、3	90	18,500（注）2、3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）4	780,000	1,560（注）4、7
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月31日 至 平成33年12月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 780,000 資本組入額 390,000	発行価格 1,560 資本組入額 780 (注) 4、7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権割当日以降に当社が時価を下回る価額での新株の発行もしくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、会社分割又は株式無償割当を行う場合等、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じておきます。

4. 新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整するものとする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社がその時点における時価を下回る価額で新株の発行又は当社が保有する自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前」を「自己株式処分前」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

5. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

④新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権を行使することのできる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することのできる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由

上記（注）4及び下記に掲げる議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

7. 当社は、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は500株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

第9回新株予約権（平成24年12月19日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数（個）（注）1	—	77
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2	—	38,500（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3	—	1,560（注）3、6
新株予約権の行使期間	—	自 平成26年12月26日 至 平成34年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,560 資本組入額 780 (注) 3、6
新株予約権の行使の条件	—	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	本新株予約権を譲渡する場合には取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2. 新株予約権の割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていないものについてのみ行われるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

また、新株予約権割当日以降に当社が時価を下回る価額での新株の発行もしくは自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）、合併、会社分割又は株式無償割当を行う場合等、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価額を調整するものとする。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社がその時点における時価を下回る価額で新株の発行又は当社が保有する自己株式の処分（ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前」を「自己株式処分前」と読み替えるものとする。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、それぞれの場合につき、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は、株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

④新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権を行使することのできる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することのできる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由

上記（注）4及び下記に掲げる議案が株主総会で決議された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

b. 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

c. 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 当社は、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の1個につき目的となる株式数は500株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額（千円）	資本準備金 残高（千円）
平成20年8月20日 (注) 1	260	2,233	22,100	127,620	22,100	127,620
平成21年12月22日 (注) 2	50	2,283	5,000	132,620	5,000	132,620
平成22年9月30日 (注) 3	30	2,313	3,750	136,370	3,750	136,370
平成23年9月30日 (注) 4	210	2,523	18,033	154,403	18,033	154,403
平成24年1月25日 (注) 4	215	2,738	21,715	176,119	21,715	176,119
平成25年1月10日 (注) 4	60	2,798	7,574	183,693	7,574	183,693
平成25年1月15日 (注) 5	1,396,202	1,399,000	—	183,693	—	183,693
平成25年2月25日 (注) 4	122,500	1,521,500	30,992	214,686	30,862	214,556

(注) 1. 無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による増加であります。

2. 第三者割当増資による増加であります。

発行株数 50株

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

割当先 武永修一 20株 牟禮知仁 12株 飯川有宜 15株 今村裕 3株

3. 第三者割当増資による増加であります。

発行株数 30株

発行価格 250,000円

資本組入額 125,000円

割当先 武永修一 16株 正井衡 14株

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成25年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	5	2	—	9	16	
所有株式数 (単元)	—	—	—	2,710	1,890	—	10,615	15,215	
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	17.81	12.42	—	69.77	100.00	

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,521,500	15,215	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,521,500	—	—
総株主の議決権	—	15,215	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第4回新株予約権（平成21年9月28日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成21年9月28日時点では在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年9月28日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成21年9月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名、当社従業員 3名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名及び従業員2名の合計3名となっております。

第6回新株予約権（平成22年6月29日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成22年6月29日時点では在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月29日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名、当社従業員 2名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員2名となっております。

第7回新株予約権（平成23年12月28日定時株主総会決議）

会社法に基づき、平成23年12月28日時点では在任する当社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年12月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年12月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権（平成23年12月28日定時株主総会決議）

会社法に基づき、平成23年12月28日時点では在任する当社取締役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年12月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年12月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、当社従業員 18名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名及び従業員15名となっております。

第9回新株予約権（平成24年12月19日定時株主総会決議）

会社法に基づき、平成24年12月19日時点では在する当社取締役、監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成24年12月19日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年12月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、当社監査役 3名、 当社従業員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けておりますが、現在、成長過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、より一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、優秀な人材の採用、将来の新規サービス展開等のための必要運転資金として内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく予定ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、年1回の期末配当を基本方針としており、「取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	一	武永 修一	昭和53年5月14日生	平成16年4月 株式会社デファクトスタンダード設立 代表取締役就任 平成19年6月 当社設立 代表取締役就任（現任）	(注) 3	987,000
取締役	経営管理部長	濱田 淳二	昭和42年7月31日生	平成4年4月 日本移動通信株式会社（現KDDI株式会社）入社 平成7年11月 岩木会計事務所入所 平成9年2月 ポリゴンマジック株式会社入社 平成14年5月 E3ネットワークス株式会社（現三井物産セキュアディレクション株式会社）入社 平成17年12月 株式会社プロデュースアソシエーション取締役就任 平成18年12月 株式会社ファイティックラボ取締役就任 平成22年8月 株式会社プレミアムエージェンシー入社 平成24年2月 当社入社 経営管理部長 平成24年12月 当社取締役経営管理部長就任（現任）	(注) 3	—
取締役	一	和出 憲一郎	昭和28年4月22日生	昭和51年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 昭和57年1月 インターナショナルコミュニケーションストラテジー（現株式会社ジェネラルソリューションズ）設立 代表取締役就任（現任） 平成18年12月 日本財務翻訳株式会社設立 代表取締役就任（現任） 平成22年12月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	16,000
取締役	一	植山 浩介	昭和53年7月15日生	平成15年5月 有限会社トライアックス（現トライアックス株式会社）設立 代表取締役就任（現任） 平成23年12月 当社取締役就任（現任）	(注) 3	10,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	一	梶 尚人	昭和35年3月31日生	平成2年1月 日本合成ゴム株式会社（現JSR株式会社）入社 平成9年9月 日本タンデムコンピューターズ株式会社（現日本ヒューレット・パッカード株式会社）入社 平成10年1月 コンパックコンピュータ株式会社（現日本ヒューレット・パッカード株式会社）入社 平成11年6月 株式会社ディレク・ティービー入社 総務・法務部法務課長 平成12年3月 株式会社ファーストリティリング入社 管理部 法務チームリーダー ^{(注) 4} 平成14年9月 株式会社アトラス入社 AM事業本部 中国担当ゼネラル・マネージャー ^一 平成16年11月 AIGエジソン生命保険株式会社入社（現ジブラルタ生命保険株式会社） コンプライアンス本部法務課長 平成18年2月 デル株式会社入社 コントラクト・マネジメント・ディレクター ^一 平成19年6月 株式会社ヒガ・インダストリーズ（現株式会社ドミノ・ピザジャパン） 監査役就任 平成23年8月 当社監査役就任（現任）		
監査役	一	小内 邦敬	昭和50年1月27日生	平成9年4月 東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所）入所 平成15年8月 杉山会計事務所入所 平成17年1月 小内会計事務所入所 平成21年10月 Ebisu税理士法人設立 パートナー就任（現任） 平成22年12月 当社監査役就任（現任） ^{(注) 4} ^一		
監査役	一	池田 豪	昭和53年10月2日生	平成15年10月 弁護士登録 平成15年10月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 平成17年7月 公正取引委員会事務総局入局 平成20年8月 カークランド&エリス LLP入所 平成21年9月 森・濱田松本法律事務所入所（現任） 平成22年12月 当社監査役就任（現任） ^{(注) 4} ^一		
計						1,013,000

- (注) 1. 取締役和出憲一郎及び植山浩介は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、平成25年1月24日開催の臨時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、平成25年1月24日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 5. 当社では、経営環境の変化への迅速な対応と組織の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、経営企画室長石橋航太郎、開発部長飯川有宜及び事業統括部長鈴木信也で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

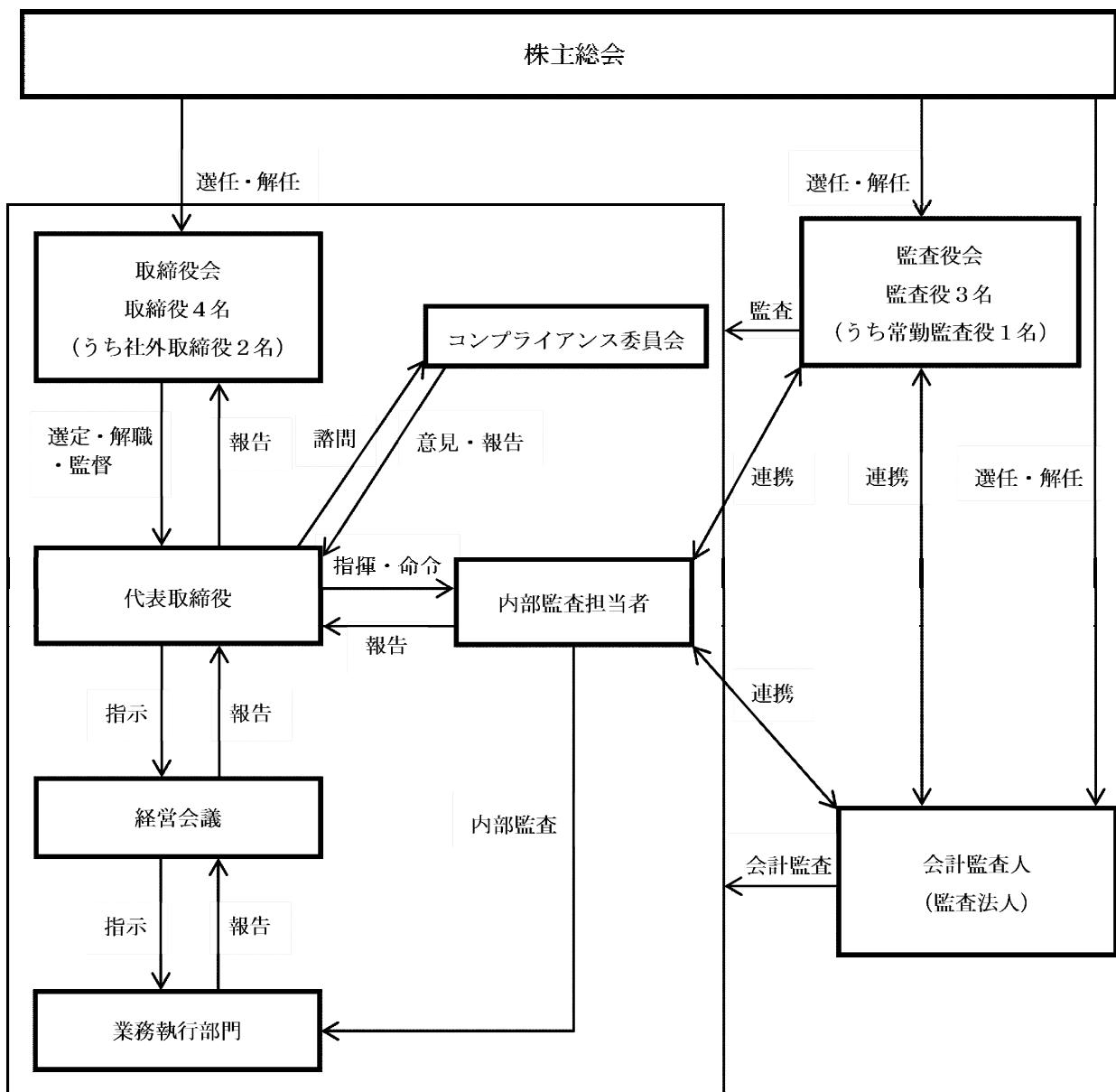
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、健全で透明性が高く、効率的で開かれた経営を実現することにあります。そのためには、少数の取締役による迅速な意思決定及び取締役相互間の経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等のステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とアカウンタビリティの強化が必要と考えております。

また、当社は、取締役の職務執行の有効性・効率性及び法令等の遵守を確保するため、監査役会を設置し、監査役を中心とした経営監視を行っております。

② 企業統治の体制の概要

a. コーポレート・ガバナンス体制図



b. 企業統治の体制の概要

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役4名（うち社外取締役2名）により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略等経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。非常勤監査役は、弁護士及び税理士であり、それぞれの専門的見地から経営監視を実施しております、常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席する他、重要な書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査できる体制となっております。

監査役会に関しては、原則として毎月1回定時監査役会を開催しており、取締役会の意思決定の適正性について意見交換される他、常勤監査役から取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

(c) 経営会議

当社では、常勤取締役、常勤監査役並びに各部門の部門長の他、必要に応じて代表取締役が指名する管理職が参加する経営会議を設置し、原則として毎週月曜日に開催しております。

経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関として機能しております。

(d) コンプライアンス委員会

当社では、経営管理部長を委員長として代表取締役が任命した委員にて構成されたコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にとって重要であると認識していることから「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定めたうえで、コンプライアンス委員会を毎月1回開催しております。

コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守意識の浸透と徹底を図ることを目的とした機関として機能しております。

c. 内部統制システムの整備の状況

当社では、企業の透明性と公平性の確保に関して、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」及び各種社内規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、規程遵守の実態確認と内部統制機能が有効に機能していることを確認するために、代表取締役が選任した内部監査担当者による内部監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人とも連携し、監査の実効性を確保しております。

d. リスク管理体制の整備の状況

当社では、各部門での情報収集をもとに経営会議やコンプライアンス委員会などの重要会議を通じてリスク情報を共有しつつ、「リスク管理規程」、「情報セキュリティ規程」、「個人情報管理基本規程」に基づく活動を通じ、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる良好な関係を構築するとともに、監査役監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。

なお、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、代表取締役を部長とした対策部を設置し、迅速かつ的確に対応し、損失・被害等を最小限にとどめるための体制を整えております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が選任した内部監査担当者により内部統制の有効性及び業務執行状況について、監査及び調査を定期的に実施しております。具体的には、経営管理部長が経営管理部以外の部門の監査を担当し、経営管理部の監査は経営管理部以外の部長が担当することにより相互チェックが可能な体制にて運用し、内部監査を実施した都度内部監査担当者による代表取締役への監査実施結果の報告及び代表取締役の指示に基づく被監査部門による改善結果の報告を行うこととしております。内部監査担当者は、事業年度末に内部監査計画を作成し、翌事業年度に計画に基づいて内部監査を実施し、内部監査実施結果の報告並びに内部監査指導事項の改善状況の調査及び結果報告を代表取締役に行っております。また、監査役会は、内部監査担当者より監査計画、業務執行状況及び監査結果等について適宜報告を受け、内部監査担当者と情報及び意見の交換を行っております。

監査役監査につきましては、当社の監査役会は独立性を確保した社外監査役3名で構成されており、監査役会は原則として月1回以上開催しております。また監査役監査情報も内部監査担当者に開示されており、監査事項及び報告事項等の情報共有化に努めております。

また、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携としては、監査役会は、会計監査人から会計監査報告を通じ、会計上及び内部統制上の課題等について説明を受け、必要な対処を行っております。内部監査担当者も監査役と同様、会計監査人との連携を図って意見交換を実施しております。

④ 会計監査の状況

当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は筆野力氏及び轟芳英氏の2名であります。補助者の構成は公認会計士4名、その他7名となっております。

なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また、社外監査役は、リスクマネジメントの監査、経営に対する監視・監督機能を担っております。

当社の社外取締役和出憲一郎は当社株式16,000株と新株予約権11個を保有しており、社外取締役植山浩介は当社株式10,000株と新株予約権11個を保有しておりますが、両社外取締役と当社との間にはその他に資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

また、当社は社外監査役梶尚人に新株予約権4個、社外監査役小内邦敬に新株予約権2個、社外監査役池田毅に新株予約権2個をそれぞれ付与しておりますが、各社外監査役と当社との間には、その他に資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

⑥ 役員報酬の内容

- a. 当事業年度（平成24年9月期）における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	40,808	31,620	188	9,000	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	17,161	13,130	31	4,000	—	5

b. 役員ごとの報酬等の総額

役員報酬等の総額が1億円以上あるものが存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役報酬内規に基づき、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役会にて決定しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役の定数は8名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めています。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名及び非常勤監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役又は非常勤監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社と会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となつた職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により毎年3月31日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬ 株式の保有状況

a. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
4銘柄 23,218千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

当社が純投資以外の目的で保有する投資株式はいずれも国内外の金融商品取引所に上場していないため、該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

d. 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

e. 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,000	—	11,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得たうえで決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）及び当事業年度（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）の四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について迅速に対応できる体制を整備するため、財務・会計専門情報誌の定期購読及び監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへ積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	258,654	338,683
売掛金	71,805	82,015
貯蔵品	335	1,092
前渡金	2,007	1,423
前払費用	3,619	7,221
繰延税金資産	3,826	5,078
その他	222	838
貸倒引当金	△397	△1,216
流動資産合計	<u>340,073</u>	<u>435,137</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	8,552	8,552
減価償却累計額	△1,988	△6,134
建物（純額）	<u>6,564</u>	<u>2,418</u>
工具、器具及び備品	47,964	56,335
減価償却累計額	△23,427	△36,179
工具、器具及び備品（純額）	<u>24,536</u>	<u>20,156</u>
有形固定資産合計	<u>31,101</u>	<u>22,575</u>
無形固定資産		
のれん	894	531
商標権	81	68
ソフトウエア	21,224	112,393
ソフトウエア仮勘定	20,539	22,944
無形固定資産合計	<u>42,740</u>	<u>135,937</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	29,380	23,218
敷金	16,208	14,141
長期前払費用	346	—
繰延税金資産	10,864	7,983
その他	736	1,644
投資その他の資産合計	<u>57,535</u>	<u>46,987</u>
固定資産合計	<u>131,377</u>	<u>205,500</u>
資産合計	<u>471,450</u>	<u>640,637</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,734	5,835
1年内返済予定の長期借入金	18,000	—
未払金	47,175	63,798
未払費用	109	442
未払法人税等	43,223	69,331
未払消費税等	6,520	7,170
前受金	869	7,010
預り金	1,516	3,287
役員賞与引当金	10,000	13,000
流動負債合計	<hr/> 132,150	<hr/> 169,876
固定負債		
長期借入金	14,500	—
固定負債合計	<hr/> 14,500	<hr/> —
負債合計	<hr/> 146,650	<hr/> 169,876
純資産の部		
株主資本		
資本金	154,403	176,119
資本剰余金		
資本準備金	154,403	176,119
その他資本剰余金	3,893	3,893
資本剰余金合計	<hr/> 158,296	<hr/> 180,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,651	111,671
利益剰余金合計	<hr/> 10,651	<hr/> 111,671
株主資本合計	<hr/> 323,352	<hr/> 467,803
新株予約権	1,448	2,957
純資産合計	<hr/> 324,800	<hr/> 470,761
負債純資産合計	<hr/> 471,450	<hr/> 640,637

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成24年12月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	310, 596
売掛金	86, 485
貯蔵品	998
その他	13, 008
貸倒引当金	△1, 534
流動資産合計	409, 554

固定資産

有形固定資産	20, 117
無形固定資産	
ソフトウエア	127, 364
のれん	476
その他	28, 543
無形固定資産合計	156, 384
投資その他の資産	29, 132
固定資産合計	205, 634
資産合計	615, 189

負債の部

流動負債

買掛金	8, 907
未払金	12, 975
未払法人税等	40, 867
その他	20, 639
流動負債合計	83, 390
負債合計	83, 390

純資産の部

株主資本

資本金	176, 119
資本剰余金	180, 012
利益剰余金	172, 883
株主資本合計	529, 016
新株予約権	2, 782
純資産合計	531, 798
負債純資産合計	615, 189

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	491,681	619,817
売上原価	72,814	73,148
売上総利益	418,867	546,668
販売費及び一般管理費	※1 310,044	※1 344,990
営業利益	108,823	201,677
営業外収益		
受取利息	54	67
受取賃貸料	2,940	—
その他	107	4
営業外収益合計	3,101	71
営業外費用		
支払利息	672	399
支払保証料	115	239
その他	15	—
営業外費用合計	803	639
経常利益	111,122	201,109
特別利益		
投資有価証券売却益	13,735	—
新株予約権戻入益	7	—
特別利益合計	13,742	—
特別損失		
固定資産除却損	※2 6,240	—
減損損失	※3 14,792	—
投資有価証券評価損	3,120	6,161
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	297	—
和解金	—	3,500
特別損失合計	24,450	9,661
税引前当期純利益	100,414	191,448
法人税、住民税及び事業税	41,958	88,799
法人税等調整額	△14,691	1,629
法人税等合計	27,266	90,429
当期純利益	73,147	101,019

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		39,645	33.7	74,085	41.3
II 経費	※1	78,044	66.3	105,459	58.7
合計		117,689	100.0	179,545	100.0
他勘定振替高	※2	44,875		106,396	
売上原価		72,814		73,148	

※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
外注費(千円)	15,207	39,324
通信費(千円)	18,921	21,944
減価償却費(千円)	33,908	31,573
地代家賃(千円)	3,860	4,588

※2. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
ソフトウェア仮勘定への振替(千円)	44,875	106,396

【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 平成24年10月1日
至 平成24年12月31日)

売上高	171,893
売上原価	19,424
売上総利益	152,469
販売費及び一般管理費	73,158
営業利益	79,311
営業外収益	
為替差益	231
受取利息	4
営業外収益合計	236
経常利益	79,547
特別利益	
投資有価証券売却益	26,400
新株予約権戻入益	71
特別利益合計	26,471
税引前四半期純利益	106,018
法人税、住民税及び事業税	42,687
法人税等調整額	2,118
法人税等合計	44,806
四半期純利益	61,212

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	136,370	154,403
当期変動額		
新株の発行	18,033	21,715
当期変動額合計	<u>18,033</u>	<u>21,715</u>
当期末残高	154,403	176,119
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	136,370	154,403
当期変動額		
新株の発行	18,033	21,715
当期変動額合計	<u>18,033</u>	<u>21,715</u>
当期末残高	154,403	176,119
その他資本剰余金		
当期首残高	3,893	3,893
当期末残高	3,893	3,893
資本剰余金合計		
当期首残高	140,263	158,296
当期変動額		
新株の発行	18,033	21,715
当期変動額合計	<u>18,033</u>	<u>21,715</u>
当期末残高	158,296	180,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△62,495	10,651
当期変動額		
当期純利益	73,147	101,019
当期変動額合計	<u>73,147</u>	<u>101,019</u>
当期末残高	10,651	111,671
利益剰余金合計		
当期首残高	△62,495	10,651
当期変動額		
当期純利益	73,147	101,019
当期変動額合計	<u>73,147</u>	<u>101,019</u>
当期末残高	10,651	111,671

(単位：千円)

	前事業年度 (自 至 平成22年10月1日 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 至 平成23年10月1日 平成24年9月30日)
株主資本合計		
当期首残高	214, 137	323, 352
当期変動額		
新株の発行	36, 067	43, 431
当期純利益	73, 147	101, 019
当期変動額合計	<u>109, 214</u>	<u>144, 451</u>
当期末残高	<u>323, 352</u>	<u>467, 803</u>
新株予約権		
当期首残高	1, 655	1, 448
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△207	1, 509
当期変動額合計	<u>△207</u>	<u>1, 509</u>
当期末残高	<u>1, 448</u>	<u>2, 957</u>
純資産合計		
当期首残高	215, 793	324, 800
当期変動額		
新株の発行	36, 067	43, 431
当期純利益	73, 147	101, 019
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△207</u>	<u>1, 509</u>
当期変動額合計	<u>109, 007</u>	<u>145, 960</u>
当期末残高	<u>324, 800</u>	<u>470, 761</u>

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	100,414	191,448
減価償却費	37,587	38,238
のれん償却額	410	362
減損損失	14,792	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	397	818
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	10,000	3,000
受取利息及び受取配当金	△54	△67
支払利息	672	399
投資有価証券売却損益（△は益）	△13,735	—
投資有価証券評価損益（△は益）	3,120	6,161
固定資産除却損	6,240	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	297	—
売上債権の増減額（△は増加）	△13,014	△10,209
仕入債務の増減額（△は減少）	4,603	1,100
未払金の増減額（△は減少）	32,541	19,555
その他	△5,158	6,573
小計	179,115	257,382
利息及び配当金の受取額	54	67
利息の支払額	△672	△399
法人税等の支払額	△288	△62,938
営業活動によるキャッシュ・フロー	178,209	194,111
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	25,710	—
有形固定資産の取得による支出	△28,577	△8,303
無形固定資産の取得による支出	△45,162	△117,901
貸付けによる支出	△2,518	—
貸付金の回収による収入	2,518	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,030	△126,204
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△18,000	△32,500
株式の発行による収入	35,700	43,000
新株予約権の発行による収入	—	1,614
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,700	12,114
現金及び現金同等物に係る換算差額	△38	7
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	147,840	80,029
現金及び現金同等物の期首残高	110,813	258,654
現金及び現金同等物の期末残高	※ 258,654	※ 338,683

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表 価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法により算定）を採用しております。	貯蔵品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 10年～15年 工具、器具及び備品 4年～10年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、 社内における利用可能期間（5年 以内）に基づく定額法を採用してお ります。 のれんの償却については、5年間の 定額法により償却を行っております。 商標権の償却については、10年間の 定額法により償却を行っております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理してお ります。	株式交付費 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるために、一般 債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 見込額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき計上 しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、隨時引出し可能な預金及び 容易に換金可能であり、かつ、価値の変 動について僅少なリスクしか負わない取 得日から3ヶ月以内に償還期限の到来す る短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によ っております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)</p> <p>下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年10月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。</p> <p>翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。</p> <p>この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行なった株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。</p> <p>なお、1株当たり情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。</p> <p>この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行なった株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。</p> <p>なお、1株当たり情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
	<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	
※1 販売費に属する費用のおおよその割合は28%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は72%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費に属する費用のおおよその割合は33%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は67%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬 42,599 千円 給与手当 79,748 千円 役員賞与引当金繰入額 10,000 千円 業務委託費 41,651 千円 広告宣伝費 21,797 千円 減価償却費 3,678 千円 のれん償却費 410 千円 貸倒引当金繰入額 397 千円 貸倒損失 620 千円	役員報酬 44,750 千円 給与手当 68,313 千円 役員賞与引当金繰入額 13,000 千円 業務委託費 33,998 千円 広告宣伝費 48,137 千円 減価償却費 6,665 千円 のれん償却費 362 千円 貸倒引当金繰入額 1,216 千円 貸倒損失 1,825 千円 支払報酬 23,397 千円 回収手数料 18,772 千円	
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 ソフトウェア 6,240 千円	_____	
※3 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。	_____	
(1) 減損損失を認識した資産		
場所	用途	種類
東京都渋谷区 (当社)	データ事業	ソフトウェア
(2) 減損損失の認識に至った経緯 インターネットメディア事業の一部事業（データ事業）につきまして、事業の廃止を決定したため、減損損失として特別損失に計上しております。		
(3) 減損損失の内訳金額 ソフトウェア 14,792千円		
(4) 資産のグルーピングの方法 当社の減損会計の適用にあたって、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産グルーピングしております。		
(5) 回収可能価額の算定方法 減損損失の測定における回収可能価額として使用価値を用いておりますが、事業の廃止を決定したため使用価値はゼロとしております。		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）	2,313	210	—	2,523
合計	2,313	210	—	2,523
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加210株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式 の 種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末 残 高 (千円)
			当 事 業 年 度 期 首	当 事 業 年 度 增 加	当 事 業 年 度 減 少	当 事 業 年 度 末	
提出会社	第1回新株予約権（注）	普通株式	210	—	210	—	—
	第3回新株予約権	普通株式	215	—	—	215	431
	第5回新株予約権	普通株式	305	—	—	305	753
	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	263
合計			730	—	210	520	1,448

(注) 第1回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）	2,523	215	—	2,738
合計	2,523	215	—	2,738
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加215株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第3回新株予約権(注)1	普通株式	215	—	215	—	—
	第5回新株予約権	普通株式	305	—	—	305	753
	第7回新株予約権(注)2	普通株式	—	210	—	210	1,614
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	589
合計			520	210	215	515	2,957

(注) 1. 第3回新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 第7回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 258,654	現金及び預金勘定 338,683
現金及び現金同等物 258,654	現金及び現金同等物 338,683

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

内容の重要性が乏しく、また契約1件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

内容の重要性が乏しく、また契約1件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理方針

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金等は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	258,654	258,654	—
(2) 売掛金	71,805	71,805	—
(3) 敷金	16,208	12,852	3,355
資産計	346,668	343,312	3,355
(1) 買掛金	4,734	4,734	—
(2) 未払金	47,175	47,175	—
(3) 未払法人税等	43,223	43,223	—
(4) 未払消費税等	6,520	6,520	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	18,000	18,000	—
(6) 長期借入金	14,500	14,500	—
負債計	134,154	134,154	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) 長期借入金

長期借入金については、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券	
非上場株式（注）	29,380

（注）非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象から除外しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	258,654	—	—	—
売掛金	71,805	—	—	—
敷金	—	16,208	—	—
合計	330,459	16,208	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	18,000	8,000	6,000	500	—
合計	18,000	8,000	6,000	500	—

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理方針

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金等は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	338,683	338,683	—
(2) 売掛金	82,015	82,015	—
(3) 敷金	14,141	14,141	—
資産計	434,840	434,840	—
(1) 買掛金	5,835	5,835	—
(2) 未払金	63,798	63,798	—
(3) 未払法人税等	69,331	69,331	—
(4) 未払消費税等	7,170	7,170	—
負債計	146,136	146,136	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金については、賃貸借契約の終了に伴い、翌事業年度中での返還が予定されております。短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
投資有価証券 非上場株式（注）	23,218

（注）非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象から除外しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	338,683	—	—	—
売掛金	82,015	—	—	—
敷金	14,141	—	—	—
合計	434,840	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成23年9月30日）

1. その他有価証券

その他有価証券はすべて非上場株式（貸借対照表計上額29,380千円）であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年10月1日至 平成23年9月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	25,710	13,735	—
合計	25,710	13,735	—

3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券5,000千円（投資有価証券）について3,120千円減損処理を行っております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式については、発行会社の財政状態の悪化等により、実質価額が取得原価に比べて著しく下落した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

当事業年度（平成24年9月30日）

1. その他有価証券

その他有価証券はすべて非上場株式（貸借対照表計上額23,218千円）であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券6,900千円（投資有価証券）について6,161千円減損処理を行っております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式については、発行会社の財政状態の悪化等により、実質価額が取得原価に比べて著しく下落した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成23年9月30日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成24年9月30日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成22年10月1日至 平成23年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金拠出額 216千円

当事業年度（自 平成23年10月1日至 平成24年9月30日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金拠出額 243千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 167千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した額

新株予約権戻入益 7千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 95株	普通株式 46株
付与日	平成21年9月30日	平成22年6月30日
権利確定条件	(注) 2	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左
権利行使期間	自 平成23年10月1日 至 平成31年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成32年6月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	91	46
付与	—	—
失効	3	3
権利確定	—	—
未確定残	88	43
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	200,000	250,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	2,186	2,631

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与したストック・オプションはありません。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 326千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 2名	当社取締役 3名 当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 95株	普通株式 46株	普通株式 90株
付与日	平成21年9月30日	平成22年6月30日	平成23年12月30日
権利確定条件	(注) 2	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左
権利行使期間	自 平成23年10月1日 至 平成31年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成32年6月30日	自 平成25年12月31日 至 平成33年12月30日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	88	43	—
付与	—	—	90
失効	—	—	—
権利確定	88	43	—
未確定残	—	—	90
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	88	43	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	88	43	—

② 単価情報

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	200,000	250,000	780,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	2,186	2,631	8,420

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ・第8回新株予約権
 - (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
 - (2) 主な基礎数値及び見積り方法

	第8回新株予約権
株価変動性（注）1	53.47%
予想残存期間（注）2	6.0年
予想配当（注）3	0円／株
無リスク利子率（注）4	0.46%

(注) 1. 予想残存期間に対応する直近期間について類似上場会社の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定しております。
3. 直近の配当実績に基づき算定しております。
4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを採用しております。
5. 当社は未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は類似会社比較方式とディスカウントキャッシュフロー方式の併用方式を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
未払事業税 3,341	未払事業税 4,731
減価償却超過額 10,259	減価償却超過額 6,632
その他 1,090	その他 1,697
繰延税金資産合計 14,691	繰延税金資産合計 13,061
繰延税金資産の純額 14,691	繰延税金資産の純額 13,061
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%)
法定実効税率 40.7	法定実効税率 40.7
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.4	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.0
役員報酬 0.2	住民税均等割 0.1
住民税均等割 0.3	役員賞与引当金 2.8
役員賞与引当金 3.7	留保金課税 2.1
留保金課税 0.4	その他 0.5
評価性引当額の増減 △19.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率 47.2
その他 0.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.2	
—————	
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年10月1日に開始する事業年度から平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。	
この税率変更により、繰延税金資産の金額は1,057千円減少し、法人税等調整額は1,057千円増加しております。	

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成22年10月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成22年10月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度末（平成23年 9 月30日）

当社は、不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

当事業年度末（平成24年 9 月30日）

当社は、不動産賃貸借契約に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。

なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 平成22年10月 1 日 至 平成23年 9 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
GMOペイメントゲートウェイ株式会社（注）2	189,453
ヤフー株式会社（注）3	99,346
バリューコマース株式会社	65,046

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を記載しております。

3. 回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を含んでおります。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
GMOペイメントゲートウェイ株式会社（注）2	260,426
ヤフー株式会社（注）3	107,100
バリューコマース株式会社	64,130

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を記載しております。

3. 回収代行契約を締結しており、上記金額は一般顧客に対する回収代行依頼金額を含んでおります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当社は単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当社は単一セグメントのため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当社は単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日公表分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	武永修一	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接 60.0	債務被保証 新株予約権の行使	当社銀行借入に対する債務被保証	32,500	-	-
							新株予約権の行使	36,067	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①当社は、銀行借入に対して代表取締役武永修一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- ②新株予約権の行使取引は、平成20年9月29日に発行決議がなされた第1回新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	武永修一	-	-	当社代表取締役	(被所有)直接 61.0	新株予約権の行使	新株予約権の行使	43,431	-	-

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 新株予約権の行使取引は、平成21年9月28日に発行決議がなされた第3回新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
1 株当たり純資産額	256.32円
1 株当たり当期純利益金額	63.23円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は平成24年12月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成23年10月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

翌事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1 株当たり純資産額 128,161.92円

1 株当たり当期純利益金額 31,616.65円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
当期純利益金額 (千円)	73,147
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	73,147
期中平均株式数 (株)	1,156,788
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第3回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 107,500株） 第4回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 44,000株） 第5回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 152,500株） 第6回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 21,500株）

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	341.71円
1株当たり当期純利益金額	75.67円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は平成24年12月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりあります。

1株当たり純資産額 128,161.92円

1株当たり当期純利益金額 31,616.65円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
当期純利益金額 (千円)	101,019
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	101,019
期中平均株式数 (株)	1,334,929
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 44,000株） 第5回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 152,500株） 第6回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 21,500株） 第7回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 105,000株） 第8回新株予約権（新株予約権の目的となる株式の数 45,000株）

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

新株予約権の発行について

平成23年12月28日開催の当社第5回定時株主総会において承認されました「第7回新株予約権発行の件」及び「第8回新株予約権（募集事項決定）の委任の件」に基づき、平成23年12月28日付の取締役会において、新株予約権の具体的な発行内容について次のとおり決議し、新株予約権を発行しております。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行日	平成23年12月30日	平成23年12月30日
発行数（個）	210	90
発行価格（円）	7,688	無償
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式 210	普通株式 90
新株予約権の行使に際しての払込金額（円）	780,000	780,000
新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額（千円）	165,414	70,200
新株予約権の行使期間	平成23年12月31日から 平成26年12月30日まで	平成25年12月31日から 平成33年12月30日まで
新株予約権の割当対象者及び割当個数（個）	当社取締役1名 210	当社取締役3名 60 当社従業員19名 30

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 新株予約権の発行について

平成24年12月19日開催の当社第6回定時株主総会において承認されました「第9回新株予約権（募集事項決定）の委任の件」に基づき、平成24年12月19日付の取締役会において、新株予約権の具体的な発行内容について次のとおり決議し、新株予約権を発行しております。

	第9回新株予約権
発行日	平成24年12月25日
発行数（個）	77
発行価格（円）	無償
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式 77
新株予約権の行使に際しての払込金額（円）	780,000
新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額（千円）	60,060
新株予約権の行使期間	平成26年12月26日から 平成34年12月18日まで
新株予約権の割当対象者及び割当個数（個）	当社取締役3名 24 当社監査役3名 8 当社従業員26名 45

2. 新株予約権の行使による増資について

平成25年1月10日に第5回新株予約権のうち60個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式	60株
(2) 発行価格		252,469円
(3) 発行総額		15,148千円
(4) 発行総額のうち資本へ組み入れた額		7,574千円

資金の使途は、ソフトウェア開発資金及び事業拡大に伴う運転資金に充当する予定であります。

3. 株式分割及び単元株制度の採用について

当社は平成24年12月20日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年1月15日をもって株式分割を行っております。また平成25年1月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資者層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割により増加した株式数

普通株式 1,396,202株

② 分割方法

平成25年1月14日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき500株の割合をもって分割しております。なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4. 新株予約権の行使による増資について

平成25年2月25日に第5回新株予約権のうち245個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式	122,500株
(2) 発行価格		505円
(3) 発行総額		61,862千円
(4) 発行総額のうち資本へ組み入れた額		30,992千円

資金の使途は、ソフトウェア開発資金及び事業拡大に伴う運転資金に充当する予定であります。

【会計方針の変更】

当第1四半期累計期間
(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期会計期間より、平成24年10月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当第1四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 平成24年10月1日
至 平成24年12月31日)

減価償却費	11,495千円
のれんの償却額	54千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有しておりますので該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）

当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	44.71円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	61,212
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	61,212
普通株式の期中平均株式数（株）	1,369,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	第9回ストック・オプションとしての新株予約権 (新株予約権の目的となる株式数 38,500株)

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 2. 当社は平成24年12月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年 1 月 15 日付で普通株式 1 株につき 500 株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割が第 5 期の期首に行われたと仮定して、1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間
(自 平成24年10月1日
至 平成24年12月31日)

1. 新株予約権の行使による増資について

当第1四半期会計期間終了後、平成25年1月10日に第5回新株予約権のうち60個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式 60株
(2) 発行価格	252,469円
(3) 発行総額	15,148千円
(4) 発行総額のうち資本へ組み入れた額	7,574千円

資金の用途は、ソフトウェア開発資金及び事業拡大に伴う運転資金に充当する予定であります。

2. 株式分割及び単元株制度の採用について

当社は平成24年12月20日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月15日を効力発生日として株式分割を行っております。また、平成25年1月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資者層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

- ① 分割により増加した株式数
普通株式 1,396,202株

② 分割方法

平成25年1月14日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき500株の割合をもって分割しております。なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が第5期の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

3. 新株予約権の行使による増資について

当第1四半期会計期間終了後、平成25年2月25日に第5回新株予約権のうち245個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概況は次のとおりであります。

(1) 発行した株式の種類及び数	普通株式 122,500株
(2) 発行価格	505円
(3) 発行総額	61,862千円
(4) 発行総額のうち資本へ組み入れた額	30,992千円

資金の用途は、ソフトウェア開発資金及び事業拡大に伴う運転資金に充当する予定であります。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	その他有価 証券	株式会社サンセットコーポレイション	10	1,880
		株式会社ショップエアライン	176	17,600
		株式会社転送コム	60	3,000
		フラッタースケープ株式会社	92	738
		小計	338	23,218
計			338	23,218

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	8,552	—	—	8,552	6,134	4,146	2,418
工具、器具及び備品	47,964	8,371	—	56,335	36,179	12,751	20,156
有形固定資産計	56,517	8,371	—	64,888	42,313	16,897	22,575
無形固定資産							
のれん	2,052	—	—	2,052	1,520	362	531
商標権	132	—	—	132	63	13	68
ソフトウエア	92,702	112,496	—	205,199	92,805	21,327	112,393
ソフトウエア仮勘定	20,539	110,595	108,191	22,944	—	—	22,944
無形固定資産計	115,426	223,092	108,191	230,327	94,390	21,703	135,937
長期前払費用	577	—	577	—	—	239	—

(注) 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額
工具、器具及び備品	サーバー・PC等のコンピュータ機器 8,371千円
ソフトウエア	ソフトウエア仮勘定からの振替高 107,734千円
ソフトウエア仮勘定	当社サービス機能追加に伴う開発費用 110,595千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	18,000	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	14,500	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	32,500	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	397	1,216	397	—	1,216
役員賞与引当金	10,000	13,000	10,000	—	13,000

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	338,683
小計	338,683
合計	338,683

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	26,534
ヤフー株式会社	19,318
バリューコマース株式会社	11,530
楽天株式会社	4,346
株式会社プロトコールレーション	3,150
その他	17,135
合計	82,015

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 2 $\frac{2}{(B)}$ 366
71,805	650,784	640,575	82,015	88.6	43.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 貯蔵品

品目	金額 (千円)
販促用DVD等	1,092
合計	1,092

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社IDCフロンティア	1,231
フロンタルロウブ株式会社	1,155
GMOクラウド株式会社	1,012
株式会社びりかん	812
株式会社ゼロスタート	708
その他	914
合計	5,835

ロ. 未払金

相手先	金額（千円）
株式会社ユースコミュニケーションズ	4,095
有限責任 あずさ監査法人	3,150
株式会社びりかん	3,150
株式会社ブレイビング	3,150
株式会社ベーシック	3,150
その他	47,103
合計	63,798

ハ. 未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税	47,010
住民税	9,872
事業税	12,448
合計	69,331

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料（注）1
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.aucfan.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めています。
- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表間の比較可能性を向上させるため、財務諸表の様式については、第一部に記載の財務諸表に準じて記載しております。また、連動子会社はありません。

1 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第2期 (平成20年9月30日)	第3期 (平成21年9月30日)	第4期 (平成22年9月30日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	19,702	38,907	110,813
売掛金	17,171	39,793	58,791
貯蔵品	—	593	223
前渡金	735	—	—
前払費用	2,123	1,644	929
未収消費税等	1,558	—	—
その他	491	891	758
流動資産合計	41,781	81,831	171,516
固定資産			
有形固定資産			
建物	1,529	1,529	6,692
減価償却累計額	△212	△578	△412
建物（純額）	1,316	950	6,279
工具、器具及び備品	16,692	18,128	20,346
減価償却累計額	△9,457	△12,831	△15,440
工具、器具及び備品（純額）	7,235	5,296	4,906
有形固定資産合計	8,552	6,247	11,186
無形固定資産			
のれん	21,682	7,777	1,305
商標権	121	107	94
ソフトウェア	36,871	42,951	41,482
ソフトウェア仮勘定	2,050	1,022	1,587
無形固定資産合計	60,725	51,859	44,469
投資その他の資産			
投資有価証券	28,900	28,750	44,475
敷金	※1 10,058	※1 10,058	17,695
長期前払費用	—	—	462
投資その他の資産合計	38,958	38,808	62,632
固定資産合計	108,236	96,915	118,288
資産合計	150,017	178,747	289,805

(単位：千円)

	第2期 (平成20年9月30日)	第3期 (平成21年9月30日)	第4期 (平成22年9月30日)
負債の部			
流動負債			
買掛金	—	577	131
短期借入金	—	※1 6,250	—
1年内返済予定の長期借入金	—	—	18,000
未払金	7,144	6,445	10,733
未払費用	153	76	2,810
未払法人税等	600	1,097	1,149
未払消費税等	—	5,568	5,240
前受金	1,738	3,596	2,360
預り金	342	904	1,086
流動負債合計	9,979	24,516	41,511
固定負債			
長期借入金	—	—	32,500
固定負債合計	—	—	32,500
負債合計	9,979	24,516	74,011
純資産の部			
株主資本			
資本金	127,620	127,620	136,370
資本剰余金			
資本準備金	127,620	127,620	136,370
その他資本剰余金	3,893	3,893	3,893
資本剰余金合計	131,513	131,513	140,263
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	△119,462	△105,701	△62,495
利益剰余金合計	△119,462	△105,701	△62,495
株主資本合計	139,670	153,431	214,137
新株予約権	367	799	1,655
純資産合計	140,037	154,230	215,793
負債純資産合計	150,017	178,747	289,805

2 【損益計算書】

(単位：千円)

	第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
売上高	86,296	220,681	326,099
売上原価	4,200	56,963	73,885
売上総利益	82,096	163,717	252,213
販売費及び一般管理費	※2 169,869	※2 159,138	※2 200,765
営業利益又は営業損失 (△)	△87,773	4,579	51,447
営業外収益			
受取利息	151	16	33
受取賃貸料	596	—	—
交流会運営収入	100	—	—
消費税還付加算金	13	4	—
その他	—	—	2
営業外収益合計	861	21	35
営業外費用			
支払利息	—	※1 134	※1 736
支払保証料	—	—	115
社債利息	※1 1,000	—	—
為替差損	9	54	—
その他	0	0	91
営業外費用合計	1,010	189	943
経常利益又は経常損失 (△)	△87,921	4,411	50,540
特別利益			
固定資産売却益	—	—	※4 50
投資有価証券売却益	—	9,600	—
新株予約権戻入益	—	40	1
特別利益合計	—	9,640	51
特別損失			
固定資産除却損	※3 206	—	—
本社移転費用	—	—	7,096
特別損失合計	206	—	7,096
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△88,128	14,051	43,495
法人税、住民税及び事業税	262	290	290
法人税等合計	262	290	290
当期純利益又は当期純損失 (△)	△88,391	13,761	43,205

3 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	105,520	127,620	127,620
当期変動額			
新株の発行	22,100	—	8,750
当期変動額合計	22,100	—	8,750
当期末残高	127,620	127,620	136,370
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	105,520	127,620	127,620
当期変動額			
新株の発行	22,100	—	8,750
当期変動額合計	22,100	—	8,750
当期末残高	127,620	127,620	136,370
その他資本剰余金			
前期末残高	3,893	3,893	3,893
当期末残高	3,893	3,893	3,893
資本剰余金合計			
前期末残高	109,413	131,513	131,513
当期変動額			
新株の発行	22,100	—	8,750
当期変動額合計	22,100	—	8,750
当期末残高	131,513	131,513	140,263

(単位：千円)

	第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	△31,071	△119,462	△105,701
当期変動額			
当期純利益	△88,391	13,761	43,205
又は当期純損失 (△)			
当期変動額合計	△88,391	13,761	43,205
当期末残高	△119,462	△105,701	△62,495
利益剰余金合計			
前期末残高	△31,071	△119,462	△105,701
当期変動額			
当期純利益	△88,391	13,761	43,205
又は当期純損失 (△)			
当期変動額合計	△88,391	13,761	43,205
当期末残高	△119,462	△105,701	△62,495
株主資本合計			
前期末残高	183,861	139,670	153,431
当期変動額			
新株の発行	44,200	—	17,500
当期純利益	△88,391	13,761	43,205
又は当期純損失 (△)			
当期変動額合計	△44,191	13,761	60,705
当期末残高	139,670	153,431	214,137
新株予約権			
前期末残高	—	367	799
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	367	431	856
当期変動額合計	367	431	856
当期末残高	367	799	1,655
純資産合計			
前期末残高	183,861	140,037	154,230
当期変動額			
新株の発行	44,200	—	17,500
当期純利益	△88,391	13,761	43,205
又は当期純損失 (△)			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	367	431	856
当期変動額合計	△43,823	14,193	61,562
当期末残高	140,037	154,230	215,793

【重要な会計方針】

項目	第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 同左	その他有価証券 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法		貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 (追加情報) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。	貯蔵品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年 工具、器具及び備品 4年～10年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。 商標権の償却については、10年間の定額法により償却を行っております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。		株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

項目	第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備える ために、一般債権について は貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込額を 計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
6. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借 主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・ リース取引については、通 常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によつ ております。	_____	_____
7. その他財務諸表作成の ための基本となる重要 な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、 税抜方式によっておりま す。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】

第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(売上原価と販売費及び一般管理費の科目の変更)</p> <p>従来、販売費及び一般管理費に計上しておりましたサービス課金事業におけるサービスの維持に係る人件費等の費用について当事業年度より売上原価に計上する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、当該事業の有料会員の急激な拡大及び売上高が増大してきたことに伴い、サービスの維持に係る人件費等の当該事業に関連して発生する費用について原価性が増したため、費用及び収益の対応関係を明確にして経営成績をより適切に表示するために行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来と同一の基準によった場合に比べ、当事業年度の売上原価は46,721千円増加し、販売費及び一般管理費は同額減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
_____	_____	(損益計算書関係) 前事業年度まで区分掲記しておりました「為替差損」(当事業年度56千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することにしました。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第2期 (平成20年9月30日)	第3期 (平成21年9月30日)	第4期 (平成22年9月30日)
<p>※1 関係会社に対する主な資産及び負債は、次のとおりであります。</p> <p>敷金 10,058千円</p>	<p>※1 関係会社に対する主な資産及び負債は、次のとおりであります。</p> <p>敷金 10,058千円</p> <p>短期借入金 6,250千円</p>	_____

(損益計算書関係)

第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)																																														
<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>社債利息 1,000千円</p>	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>支払利息 134千円</p>	<p>※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>支払利息 23千円</p>																																														
<p>※2 販売費に属する費用のおおよその割合は22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は78%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>14,850千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>30,549千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>10,949千円</td> </tr> <tr> <td>特別通信費</td> <td>10,748千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>9,215千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>15,037千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却費</td> <td>12,365千円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>12,141千円</td> </tr> </table>	役員報酬	14,850千円	給与手当	30,549千円	業務委託費	10,949千円	特別通信費	10,748千円	地代家賃	9,215千円	減価償却費	15,037千円	のれん償却費	12,365千円	修繕費	12,141千円	<p>※2 販売費に属する費用のおおよその割合は13%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は87%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>15,910千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>55,475千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>9,411千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>9,334千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>13,416千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>3,558千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却費</td> <td>13,904千円</td> </tr> </table>	役員報酬	15,910千円	給与手当	55,475千円	法定福利費	9,411千円	業務委託費	9,334千円	地代家賃	13,416千円	減価償却費	3,558千円	のれん償却費	13,904千円	<p>※2 販売費に属する費用のおおよその割合は17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は83%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>28,080千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td>67,332千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>10,686千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td>14,731千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>12,316千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>2,998千円</td> </tr> <tr> <td>のれん償却費</td> <td>7,572千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒損失</td> <td>9千円</td> </tr> </table>	役員報酬	28,080千円	給与手当	67,332千円	法定福利費	10,686千円	業務委託費	14,731千円	地代家賃	12,316千円	減価償却費	2,998千円	のれん償却費	7,572千円	貸倒損失	9千円
役員報酬	14,850千円																																															
給与手当	30,549千円																																															
業務委託費	10,949千円																																															
特別通信費	10,748千円																																															
地代家賃	9,215千円																																															
減価償却費	15,037千円																																															
のれん償却費	12,365千円																																															
修繕費	12,141千円																																															
役員報酬	15,910千円																																															
給与手当	55,475千円																																															
法定福利費	9,411千円																																															
業務委託費	9,334千円																																															
地代家賃	13,416千円																																															
減価償却費	3,558千円																																															
のれん償却費	13,904千円																																															
役員報酬	28,080千円																																															
給与手当	67,332千円																																															
法定福利費	10,686千円																																															
業務委託費	14,731千円																																															
地代家賃	12,316千円																																															
減価償却費	2,998千円																																															
のれん償却費	7,572千円																																															
貸倒損失	9千円																																															
<p>※3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>工具、器具及び備品 206千円</p> <p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>※4 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>工具、器具及び備品 50千円</p> <p>_____</p>																																														

(株主資本等変動計算書関係)

第2期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,973	260	—	2,233
合計	1,973	260	—	2,233
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加260株は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式 の 種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末 残 高 (千円)
			前 事 業 年 度 末	当 事 業 年 度 増 加	当 事 業 年 度 減 少	当 事 業 年 度 末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)1	普通株式	260	—	260	—	—
	第1回新株予約権(注)2	普通株式	—	210	—	210	367
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			260	210	260	210	367

(注) 1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権付社債の行使によるものであります。

2. 第1回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第3期(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,233	—	—	2,233
合計	2,233	—	—	2,233
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	210	—	—	210	367
	第3回新株予約権(注)	普通株式	—	215	—	215	431
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			210	215	—	425	799

(注) 第3回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第4期(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,233	80	—	2,313
合計	2,233	80	—	2,313
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加80株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	210	—	—	210	367
	第3回新株予約権	普通株式	215	—	—	215	431
	第5回新株予約権(注)	普通株式	—	305	—	305	753
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	103
合計			425	305	—	730	1,655

(注) 第5回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
内容の重要性が乏しく、また契約1件当たりの金額が少額のため、記載を省略しております。	同左	同左

(金融商品関係)

第4期（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理方針

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金等は、1年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金及び借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	110,813	110,813	—
(2) 売掛金	58,791	58,791	—
(3) 敷金	17,695	12,725	4,969
資産計	187,301	182,331	4,969
(1) 買掛金	131	131	—
(2) 未払金	10,733	10,733	—
(3) 未払法人税等	1,149	1,149	—
(4) 未払消費税等	5,240	5,240	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	18,000	18,000	—
(6) 長期借入金	32,500	32,500	—
負債計	67,754	67,754	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、 (2) 未払金、 (3) 未払法人税等、 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 1年内返済予定の長期借入金、 (6) 長期借入金

長期借入金は、すべて変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 非上場株式（注）	44,475

（注）非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象から除外しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	110,813	—	—	—
売掛金	58,791	—	—	—
敷金	—	17,695	—	—
合計	169,605	17,695	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	18,000	18,000	8,000	6,000	500	—
合計	18,000	18,000	8,000	6,000	500	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日公表分）を適用しております。

(有価証券関係)

第2期（平成20年9月30日）

1. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	42,900	—	—
合計	42,900	—	—

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券	
非上場株式	28,900

第3期（平成21年9月30日）

1. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	12,900	9,600	—
合計	12,900	9,600	—

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券	
非上場株式	28,750

第4期（平成22年9月30日）

1. その他有価証券

その他有価証券はすべて非上場株式（貸借対照表計上額44,475千円）であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

第2期（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第3期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第4期（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第2期（自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日）

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

第3期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

第4期（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第2期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 50株
付与日	平成20年9月30日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成25年9月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。
- ②その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成20年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	50
失効	—
権利確定	—
未確定残	50
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

第2回新株予約権	
権利行使価格 (円)	170,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,750

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ・ 第2回新株予約権

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積り方法

第2回新株予約権	
株価変動性（注）1	58.52%
予想残存期間（注）2	3.5年
予想配当（注）3	0円／株
無リスク利子率（注）4	0.99%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する直近期間について類似上場会社の株価実績に基づき算定しております。
 2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定しております。
 3. 直近の配当実績に基づき算定しております。
 4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを採用しております。
 5. 当社は未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー法を採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

第3期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 40千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した額

新株予約権戻入益 40千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 50株	普通株式 95株
付与日	平成20年9月30日	平成21年9月30日
権利確定条件	(注) 2	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左
権利行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成25年9月30日	自 平成23年10月1日 至 平成31年9月30日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	50	—
付与	—	95
失効	50	—
権利確定	—	—
未確定残	—	95
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	170,000	200,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,750	2,186

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ・第4回新株予約権

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積り方法

	第4回新株予約権
株価変動性（注）1	63.35%
予想残存期間（注）2	6.0年
予想配当（注）3	0円／株
無リスク利子率（注）4	0.70%

(注) 1. 予想残存期間に対応する直近期間について類似上場会社の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定しております。

3. 直近の配当実績に基づき算定しております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを採用しております。

5. 当社は未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー法を採用しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

第4期（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 105千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した額

新株予約権戻入益 1千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 95株	普通株式 46株
付与日	平成21年9月30日	平成22年6月30日
権利確定条件	(注) 2	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左
権利行使期間	自 平成23年10月1日 至 平成31年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成32年6月30日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は次のとおりであります。

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準じる地位にあることを要する。

②その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	95	—
付与	—	46
失効	4	—
権利確定	—	—
未確定残	91	46
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	200,000	250,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	2,186	2,631

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ・第6回新株予約権

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積り方法

	第6回新株予約権
株価変動性（注）1	60.05%
予想残存期間（注）2	6.0年
予想配当（注）3	0円／株
無リスク利子率（注）4	0.49%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する直近期間について類似上場会社の株価実績に基づき算定しております。
 2. 権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して算定しております。
 3. 直近の配当実績に基づき算定しております。
 4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りを採用しております。
 5. 当社は未公開企業であり、ストック・オプションの公正な評価単価を算定する基礎となる自社の株式の評価方法はディスカウントキャッシュフロー法を採用しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

第2期 (平成20年9月30日)	第3期 (平成21年9月30日)	第4期 (平成22年9月30日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円) 未払事業税 129 減価償却超過額 7,683 繰越欠損金 38,856 繰延税金資産小計 46,669 評価性引当金 △46,669 繰延税金資産合計 — 繰延税金資産の純額 —	繰延税金資産 (千円) 未払事業税 328 減価償却超過額 9,133 繰越欠損金 30,467 繰延税金資産小計 39,929 評価性引当金 △39,929 繰延税金資産合計 — 繰延税金資産の純額 —	繰延税金資産 (千円) 未払事業税 467 減価償却超過額 7,823 繰越欠損金 11,412 繰延税金資産小計 19,703 評価性引当金 △19,703 繰延税金資産合計 — 繰延税金資産の純額 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失であるため記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.7 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 7.4 住民税均等割 2.1 評価性引当額の増減 △48.0 その他 △0.1 税効果会計適用後の法人税等の負担率 2.1	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.7 (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.1 役員報酬 2.9 住民税均等割 0.7 評価性引当額の増減 △46.8 その他 0.1 税効果会計適用後の法人税等の負担率 0.7

(持分法損益等)

第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

当社は関連会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

第2期(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

(ア) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	株式会社ネットプライスドットコム	東京都品川区	2,330,722	株式の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)直接 38.5	-	本社の賃貸 新株予約権付社債の引受 株式の売却	本社の賃借	9,976	敷金	10,058
								社債利息	1,000	-	-
								新株予約権の権利行使による新株の発行	44,200	-	-
								株式の売却	22,440	-	-

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社の他の関係会社の子会社等

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	株式会社デファクトスタンダード	東京都大田区	89,750	ブランド品等中古品買取販売事業	-	-	サーバー保守	サーバーレンタル収入等	596	-	-
その他の関係会社の子会社	株式会社転送コム	東京都大田区	50,000	海外転送事業	(所有)直接 6.0	出資先役員の兼任	-	投資有価証券の取得	3,000	-	-

(ウ) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	飯川事務所有限会社	埼玉県戸田市	3,000	システムの開発、運用及び保守	-	役員の兼任	システムの開発、運用及び保守	システムの開発、運用及び保守	45,192	前渡金	735
										前払費用	1,671
										未払金	1,995

(注) 1. 上記(ア)～(ウ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額については、一般の取引条件と同様に決定しております。

第3期（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人主要株主	株式会社ネットプライスドットコム	東京都品川区	2,331,122	株式の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)直接 38.5	本社の賃貸資金の借入	本社の賃借料	21,353	敷金	10,058
							資金の借入	30,000	短期借入金	6,250
							借入金の返済	23,750		
							利息の支払	134	—	—

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	飯川事務所有限会社	埼玉県戸田市	3,000	システムの開発、運用及び保守	—	システムの開発、運用及び保守役員の兼任	システムの開発、運用及び保守	41,327	前払費用	1,037
									未払金	630

(注) 1. 上記(ア)及び(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

第4期（自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社ネットプライスドットコム	東京都品川区	2,331,417	株式の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)直接 37.2	本社の賃貸資金の借入	本社の賃借料	18,005	—	—
							利息の支払	23	—	—
							敷金の返還	10,058	—	—
							借入金の返済	6,250	—	—

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	武永修一	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接 56.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	50,500	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	飯川事務所有限会社	埼玉県戸田市	3,000	システムの開発、運用及び保守	—	システムの開発、運用及び保守役員の兼任	システムの開発、運用及び保守	26,372	未払金	3,210

(注) 1. 上記(ア)及び(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

①取引金額については、一般の取引条件と同様に決定しております。

②当社は、銀行借入に対して代表取締役武永修一より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
<p>1株当たり 純資産額 62,548.31円 1株当たり 当期純損失金額 44,132.93円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり当期純損失金額を計上しており、また、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	<p>1株当たり 純資産額 68,710.94円 1株当たり 当期純利益金額 6,162.63円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>	<p>1株当たり 純資産額 92,579.99円 1株当たり 当期純利益金額 19,017.98円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。</p>

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (千円)	△88,391	13,761	43,205
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (千円)	△88,391	13,761	43,205
期中平均株式数(株)	2,003	2,233	2,272
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式の概要	第1回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 210株) 第2回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 50株)	第1回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 210株) 第3回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 215株) 第4回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 95株)	第1回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 210株) 第3回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 215株) 第4回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 91株) 第5回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 305株) 第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数 46株)

(重要な後発事象)

第2期 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	第3期 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	第4期 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成23年9月30日	—	—	—	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	210	35,700,000 (170,000) (注) 4	新株予約権の権利行使
平成23年9月30日	株式会社ネットプライズドットコム 代表取締役社長 佐藤 輝英	東京都品川区北品川4-7-35	特別利害関係者等(大株主上位10名)	グリー株式会社 代表取締役社長 田中 良和	東京都港区六本木6-10-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	195,000,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年9月30日	株式会社ネットプライズドットコム 代表取締役社長 佐藤 輝英	東京都品川区北品川4-7-35	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Globis Fund III, L.P. General Partner Globis Fund III (GP) Co., Ltd. Director Michell Cullen	309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	195	152,100,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年9月30日	株式会社ネットプライズドットコム 代表取締役社長 佐藤 輝英	東京都品川区北品川4-7-35	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Globis Fund III (B), L.P. General Partner Globis Fund III (GP) Co., Ltd. Director Michell Cullen	309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	55	42,900,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年9月30日	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	京大ベンチャーネットワークス投資事業有限責任組合 代表取締役社長 奥原 主一	東京都港区赤坂7-1-16	特別利害関係者等(大株主上位10名)	32	24,960,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年9月30日	牟禮 知仁	神奈川県横浜市神奈川区	当社執行役員(大株主上位10名)	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	12	9,360,000 (780,000) (注) 5	所有者の辞任による譲渡
平成23年9月30日	日森 潤	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	20	15,600,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年12月30日	グリー株式会社 代表取締役社長 田中 良和	東京都港区六本木6-10-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	GV-I 投資事業組合 業務執行組合員 グリーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長 田中 良和	東京都港区六本木6-10-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	210	163,800,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年12月30日	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役)	Globis Fund III, L.P. General Partner Globis Fund III (GP) Co., Ltd. Director Michell Cullen	309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	22	17,160,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成23年12月30日	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役）	Globis Fund III (B), L.P. General Partner Globis Fund III (GP) Co., Ltd. Director Michell Cullen	309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等（大株主上位10名）	6	4,680,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年12月30日	株式会社ネットプライスドットコム 代表取締役社長 佐藤 輝英	東京都品川区北品川4-7-35	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Globis Fund III, L.P. General Partner Globis Fund III (GP) Co., Ltd. Director Michell Cullen	309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等（大株主上位10名）	78	60,840,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成23年12月30日	株式会社ネットプライスドットコム 代表取締役社長 佐藤 載英	東京都品川区北品川4-7-35	特別利害関係者等（大株主上位10名）	Globis Fund III (B), L.P. General Partner Globis Fund III (GP) Co., Ltd. Director Michell Cullen	309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	特別利害関係者等（大株主上位10名）	22	17,160,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成24年1月25日	-	-	-	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役）	215	43,000,000 (200,000) (注) 4	新株予約権の権利行使
平成24年9月30日	株式会社ネットプライスドットコム 代表取締役社長 佐藤 載英	東京都品川区北品川4-7-35	特別利害関係者等（大株主上位10名）	株式会社DGインキュベーション 代表取締役社長 六彌太 恒行	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	特別利害関係者等（大株主上位10名）	210	163,800,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成24年9月30日	道幸 武久	東京都世田谷区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	植山 浩介	東京都中野区	特別利害関係者等（当社の取締役）	20	15,600,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成24年9月30日	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役）	和出 憲一郎	神奈川県逗子市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役）	32	24,960,000 (780,000) (注) 5	所有者の事情による
平成25年1月10日	-	-	-	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役）	60	15,000,000 (250,000) (注) 4	新株予約権の権利行使
平成25年2月25日	-	-	-	武永 修一	東京都目黒区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役）	122,500	61,250,000 (500) (注) 4	新株予約権の権利行使

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」といいます。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」といいます。）第253条に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除きます。以下1.において同じです。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成22年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含みます。以下「株式等の移動」といいます。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は外国証券業者）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移転価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
5. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法及び類似会社比較法で算定した価格を参考として、当事者間で協議のうえ決定した価格であります。
6. 当社は平成24年12月20日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年1月15日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。記載内容は、平成25年1月14日以前の移動については分割前の内容を、平成25年1月15日以降の移動については分割後の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成23年12月30日	平成23年12月30日	平成24年12月25日
種類	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
発行数	普通株式 210株	普通株式 90株	普通株式 77株
発行価格	787,688円	780,000円	780,000円
資本組入額	393,844円	390,000円	390,000円
発行価額の総額	165,414,480円	70,200,000円	60,060,000円
資本組入額の総額	82,707,240円	35,100,000円	30,030,000円
発行方法	平成23年12月28日開催の定期株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成23年12月28日開催の定期株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成24年12月19日開催の定期株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 2、3	(注) 2、3

(注) 1. 第三者割当等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前の日より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条規定する新株予約権を除きます。）の割当（募集新株予約権の割当と同様の効果を有すると認められる自己新株予約権（同施行規則第259条に規定する新株予約権を除きます。）の割当を含みます。以下同じ。）を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集新株予約権（行使等により取得する株式等を含みます。）の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と定める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取り消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成24年9月30日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月を経過する日（当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日）まで所有する旨の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた当社の役員又は従業員との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 新株予約権に関する株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウントキャッシュフロー法及び類似会社比較法によって算定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなつております。

項目	新株予約権（第7回）	新株予約権（第8回）	新株予約権（第9回）
行使時の払込金額	1株につき780,000円	1株につき780,000円	1株につき780,000円
行使期間	平成23年12月31日から 平成26年12月30日まで	平成25年12月31日から 平成33年12月30日まで	平成26年12月26日から 平成34年12月18日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左

6. 平成25年1月15日付で、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権（第7回）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
武永 修一	東京都目黒区	会社役員	210	165,414,480 (787,688)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役)

(注) 平成25年1月15日付で、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権（第8回）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
和出 憲一郎	神奈川県逗子市	会社役員	5	3,900,000 (780,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
植山 浩介	東京都中野区	会社役員	5	3,900,000 (780,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鈴木 信也	神奈川県川崎市高津区	会社員	4	3,120,000 (780,000)	当社の執行役員
今村 裕	東京都江東区	会社員	4	3,120,000 (780,000)	当社の従業員
杉山 雅之	神奈川県藤沢市	会社員	3	2,340,000 (780,000)	当社の従業員
西脇 直紀	東京都小平市	会社員	2	1,560,000 (780,000)	当社の従業員
田中 朋	東京都世田谷区	会社員	2	1,560,000 (780,000)	当社の従業員
高山 愛子	東京都世田谷区	会社員	2	1,560,000 (780,000)	当社の臨時従業員
杉本 聰	神奈川県川崎市多摩区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
和地 利樹	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
岡村 恒紀	神奈川県横浜市西区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
梅田 潤	東京都世田谷区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
石間 美紀	東京都世田谷区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
静 高志	東京都新宿区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
小野 慶太	東京都世田谷区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
石垣 俊典	千葉県我孫子市	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
新聞 理貴	東京都品川区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
金子 陽子	東京都目黒区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員

(注) 1. 平成25年1月15日付で、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権（第9回）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
濱田 淳二	東京都国立市	会社役員	12	9,360,000 (780,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
和出 憲一郎	神奈川県逗子市	会社役員	6	4,680,000 (780,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
植山 浩介	東京都中野区	会社役員	6	4,680,000 (780,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
飯川 有宜	埼玉県蕨市	会社員	6	4,680,000 (780,000)	当社の執行役員
鈴木 信也	神奈川県川崎市高津区	会社員	6	4,680,000 (780,000)	当社の執行役員
梶 尚人	千葉県市川市	会社役員	4	3,120,000 (780,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
西脇 直紀	東京都品川区	会社員	3	2,340,000 (780,000)	当社の従業員
静 高志	東京都新宿区	会社員	3	2,340,000 (780,000)	当社の従業員
岡村 恒紀	神奈川県横浜市西区	会社員	3	2,340,000 (780,000)	当社の従業員
小内 邦敬	東京都目黒区	会社役員	2	1,560,000 (780,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
池田 翔	東京都港区	会社役員	2	1,560,000 (780,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
杉山 雅之	神奈川県藤沢市	会社員	2	1,560,000 (780,000)	当社の従業員
杉本 聰	神奈川県川崎市多摩区	会社員	2	1,560,000 (780,000)	当社の従業員
和地 利樹	埼玉県さいたま市見沼区	会社員	2	1,560,000 (780,000)	当社の従業員
今村 裕	東京都江東区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
田口 聰美	東京都大田区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
梅田 潤	東京都世田谷区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
石間 美紀	東京都世田谷区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
新聞 理貴	東京都品川区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
小野 慶太	東京都世田谷区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
石垣 俊典	千葉県我孫子市	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
田中 朋	東京都世田谷区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
野崎 瞬	東京都杉並区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
金子 陽子	東京都目黒区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
金井 友里	千葉県市川市	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
河嶋 良明	東京都品川区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
橋本 一将	東京都新宿区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
友成 愛	東京都杉並区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
大嶋 陽介	神奈川県相模原市南区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
森安 賢二	東京都世田谷区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
藤 豊	東京都新宿区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の従業員
馬場 一輝	東京都文京区	会社員	1	780,000 (780,000)	当社の臨時従業員

(注) 平成25年1月15日付で、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
武永 修一 (注) 1、2	東京都目黒区	1,092,000 (105,000)	62.92 (6.05)
Globis Fund III, L.P. (注) 2	309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	147,500	8.50
GV-I 投資事業組合 (注) 2	東京都港区六本木六丁目10-1	105,000	6.05
株式会社DGインキュベーション (注) 2	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5-7	105,000	6.05
石橋 航太郎 (注) 2、6	東京都世田谷区	51,000 (32,500)	2.94 (1.87)
Globis Fund III(B), L.P. (注) 2	309GT, Ugland House, South Church Street, George Town Grand Cayman, Cayman Islands	41,500	2.39
株式会社ネットプライスドットコム (注) 2	東京都品川区北品川四丁目7-35	25,000	1.44
飯川 有宜 (注) 6	埼玉県蕨市	24,000 (16,500)	1.38 (0.95)
和出 憲一郎 (注) 2、3	神奈川県逗子市	21,500 (5,500)	1.24 (0.32)
グリー株式会社 (注) 2	東京都港区六本木六丁目10-1	20,000	1.15
京大ベンチャーネットワーカー投資事業有限責任組合 (注) 2	東京都港区赤坂七丁目1-16	16,000	0.92
植山 浩介 (注) 3	東京都中野区	15,500 (5,500)	0.89 (0.32)
正井 衡	東京都品川区	15,000	0.86
今村 裕 (注) 7	東京都江東区	13,000 (8,500)	0.75 (0.49)
濱田 淳二 (注) 3	東京都国立市	6,000 (6,000)	0.35 (0.35)
鈴木 信也 (注) 6	神奈川県川崎市高津区	5,000 (5,000)	0.29 (0.29)
杉山 雅之 (注) 7	神奈川県藤沢市	2,500 (2,500)	0.14 (0.14)
西脇 直紀 (注) 7	東京都品川区	2,500 (2,500)	0.14 (0.14)
早川 明伸	東京都目黒区	2,000	0.12
梶 尚人 (注) 4	千葉県市川市	2,000 (2,000)	0.12 (0.12)
岡村 恒紀 (注) 7	神奈川県横浜市西区	2,000 (2,000)	0.12 (0.12)
静 高志 (注) 7	東京都新宿区	2,000 (2,000)	0.12 (0.12)
田中 朋 (注) 7	東京都世田谷区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
杉本 聰 (注) 7	神奈川県川崎市多摩区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
和地 利樹（注）7	埼玉県さいたま市見沼区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
武永 修明（注）5	山口県宇部市	1,000	0.06
小内 邦敬（注）4	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
池田 肇（注）4	東京都港区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
梅田 潤（注）7	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
石間 美紀（注）7	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
小野 廉太（注）7	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
石垣 俊典（注）7	千葉県我孫子市	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
新間 理貴（注）7	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
金子 陽子（注）7	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
高山 愛子（注）8	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
田口 聰美（注）7	東京都大田区	500 (500)	0.03 (0.03)
金井 友里（注）7	千葉県市川市	500 (500)	0.03 (0.03)
河嶋 良明（注）7	東京都品川区	500 (500)	0.03 (0.03)
橋本 一将（注）7	東京都新宿区	500 (500)	0.03 (0.03)
友成 愛（注）7	東京都杉並区	500 (500)	0.03 (0.03)
大嶋 陽介（注）7	神奈川県相模原市南区	500 (500)	0.03 (0.03)
森安 賢二（注）7	東京都世田谷区	500 (500)	0.03 (0.03)
野崎 瞬（注）7	東京都杉並区	500 (500)	0.03 (0.03)
藤 豊（注）7	東京都新宿区	500 (500)	0.03 (0.03)
馬場 一輝（注）8	東京都文京区	500 (500)	0.03 (0.03)
計		1,735,500 (214,000)	100.00 (12.33)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 特別利害関係者等（当社の監査役）
5. 特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等内の血族）
6. 当社の執行役員
7. 当社の従業員
8. 当社の臨時従業員
9. () 内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。今後当社役員及び従業員等でなくなったこと等により権利を喪失し、表中の潜在株式保有者数及び潜在株式数が変動する可能性があります。
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 3 月 14 日

株式会社オークファン
取締役会 御中

有限責任 あづき監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務 執 行 社 員

筆野 九重

指定有限責任社員 公認会計士
業務 執 行 社 員

鶴芳英

当監査法人は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第 211 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オークファンの平成 22 年 10 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの第 5 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オークファンの平成 23 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 3 月 14 日

株式会社オークファン
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

筆野 大輔

鶴芳英

当監査法人は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オークファンの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オークファンの平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年3月14日

株式会社オークファン
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

筆野 大樹


指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

鶴見 芳英


当監査法人は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オークファンの平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第7期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オークファンの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上